

高原町地域防災計画 資料編

令和4年6月

高原町防災会議

目次

1	防災組織関係	1
1-1	防災関係機関一覧	1
1-2	高原町防災会議条例	7
1-3	高原町防災会議委員名簿	9
1-4	高原町災害対策本部条例	11
1-5	自主防災組織の状況	12
2	協定関係	13
2-1	応援協定等一覧	13
3	危険箇所関係	19
3-1	土砂災害警戒区域等一覧	19
3-2	土砂災害危険箇所総括表	24
3-3	河川	25
3-4	地すべり	25
3-5	急傾斜地	26
3-6	土石流	30
3-7	山地災害危険地区（崩壊土砂流出調査地区一覧）	32
4	危険物施設関係	37
4-1	危険物施設一覧	37
5	消防関係	38
5-1	消防団組織図	38
5-2	消防施設の状況	39

6	水防関係	41
6-1	水防倉庫及び水防資器材備蓄状況	41
6-2	重要水防区域及び河川の危険と予想される箇所	42
6-3	主要交通途絶予想箇所	42
6-4	知事が水防警報を行う河川、対象区域及び発令の基準等	42
6-5	知事が水位情報を通知及び周知する水位情報周知河川に係る対象区域及び特別警戒水位等	42
7	通信関係	43
7-1	災害時防災行政無線広報（案）	43
8	医療関係	46
8-1	医療機関	46
8-2	郡内薬局	46
8-3	医薬品の調達先	47
8-4	血液製剤の調達先	47
9	緊急輸送・建設関係	48
9-1	高原町ヘリポート一覧	48
9-2	町現有車両	49
9-3	救援物資の集積場所	52
9-4	建設業者一覧	53
10	避難関係	54
10-1	避難施設一覧	54
10-2	車中避難指定箇所一覧	60
10-3	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	61
11	保健衛生関係	62
11-1	飲料水供給施設	62
11-2	ごみ処理施設	62
11-3	し尿処理施設	62

12	遺体収容場所・火葬関係	63
12-1	災害時の遺体収容予定場所	63
12-2	火葬場	63
13	霧島山火山関係	64
13-1	霧島山火山の活動史	64
13-2	噴火前兆現象	69
13-3	噴火警戒レベル	73
14	その他の資料	81
14-1	災害救助基準	81
14-2	指定文化財一覧	86
14-3	過去の特筆すべき災害記録	86
14-4	近年の災害記録（過去3年）	90
15	各種様式	93
15-1	火災・災害等即報要領	93
15-2	緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書	99
15-3	町内の公共的団体等への協力依頼文書	101
15-4	他市町村、県等への応援要請文書	102
15-5	自衛隊災害派遣要請書	106
15-6	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	107
15-7	情報伝達手段	108

1 防災組織関係

1-1 防災関係機関一覧

所属・担当			TEL	FAX	備考	
宮 崎 県	総務部 危機管理局	危機管理課	総務担当	0985-26-7064	0985-26-3804	kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp
			危機管理担当	0985-26-7618		
			防災企画担当	0985-26-7066		
			南海トラフ・大規模災害対策担当	0985-26-7949		
	危機管理局	消防保安課	消防担当	0985-26-7627	0985-26-3804	kiki-shobohuan@pref.miyazaki.lg.jp
			通信管理担当	0985-26-7928		
			産業保安担当	0985-26-7065		
		防災救急航空センター	0985-56-0586	0985-56-0597	bosaikyukyukoku-c@pref.miyazaki.lg.jp	
	消防学校	0985-56-0555	0985-56-1475	shoboh-s@pref.miyazaki.lg.jp		
	総務部	市町村課	行政担当	0985-26-7116	0985-27-7919	shichoson@pref.miyazaki.lg.jp
	農政水産部 西諸県農林振興局	総務課	総務担当	0984-23-3164 3354	0984-22-7884	nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp
	農村整備課	農地防災担当	0984-23-4188 4189			
	県土整備部	河川課	管理担当	0985-26-184	0985-26-3817	kasen@pref.miyazaki.lg.jp
水政担当			0985-26-7186			
計画調査担当			0985-26-7186			
河川担当	0985-26-7185					
ダム担当	0985-26-7185					
砂防課	計画調査担当	0985-26-7187	0985-28-9981	sabo@pref.miyazaki.lg.jp		
県土整備部 小林土木事務所	総務課	総務担当	0984-23-5165	0984-23-7897	kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp	
		管理担当	0984-23-5167			
	河川砂防課	河川砂防担当	0984-23-5169			
		ダム担当	0984-23-5169			
気 象 台	福岡管区気象台		092-725-3600	-	-	
	鹿児島地方気象台		099-250-9911	-	-	
	宮崎地方気象台	-	0985-25-4031 0985-25-4032	0985-25-5540	個人メール	

所属・担当				TEL	FAX	備考
九地整	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	代表		0985-24-8221	-	個人メール
		-	防災課	0985-24-8510	-	
		-	大淀川砂防出張所	0984-42-1364	0984-42-4703	
消防	西諸広域行政事務組合	消防本部	事務局	0984-22-5526	0984-22-7710	-
			警防指令課指令室	0984-23-0119	0984-23-2034	-
			警防指令課	0984-23-0234	0984-23-6560	ns.keibousirei119-1@road.ocn.ne.jp ns.keibousirei119-3@orion.ocn.ne.jp
			総務課	0984-23-5380		ns.soumu119-4@bell.ocn.ne.jp
			予防課	0984-23-5537		yobouka3@tea.ocn.ne.jp yoboua4@athena.ocn.ne.jp
			高原分遣所	0984-42-1373	0984-42-4238	takaharu.syoubou@leaf.ocn.ne.jp
			中央消防署	0984-23-2013	0984-23-6287	-
			野尻分遣所	0984-44-1222	0984-44-1264	-
			須木分遣所	0984-48-2075	0984-48-3393	-
			えびの消防署	0984-33-6119	0984-33-6120	-
警察	宮崎県警察本部	警備部	警備第二課	0985-31-0110	-	-
			警備課	0984-23-0110	-	-
	宮崎県警察本部	地域課	-		-	
	小林警察署	生活安全課	-		-	
		刑事課	-		-	
		交通課	-		-	
自衛隊	えびの自衛隊(西部方面混成団) 第24普通科連隊			0984-33-3904	-	-
	都城自衛隊(第8師団) 第43普通科連隊			0986-23-3944	-	-
宮崎県市町村	小林市	総務部	危機管理課	0984-23-1175	0984-23-6650	k_kikikanri@city.kobayashi.lg.jp
	えびの市	-	基地・防災対策課	0984-35-1119	0984-35-0401	個人メール
	都城市	総務部	危機管理課	0986-23-2129	0986-26-0759	kikikanri@city.miyakonojo.lg.jp
市町村 鹿児島県	霧島市	総務部	安心安全課	0995-64-0997	0995-47-2522	ansin@city.kirishima.lg.jp
	湧水町	-	総務課消防防災係	0995-74-3111	0995-74-3111	bousai@town.yusui.lg.jp
	曾於市	-	総務課消防防災係	0986-76-8801	0986-76-8817	soumu@city.soo.lg.jp

		所属・担当		TEL	FAX	備考	
霧島山火山防災協議会	宮崎県	-	-	-	-	(再掲)	
	鹿児島県	-	-	-	-	(再掲)	
	宮崎県	都城市		-	-	(再掲)	
		小林市		-	-	(再掲)	
		えびの市		-	-	(再掲)	
		高原町		0984-42-2112	0984-42-4623	soumu@town.takaharu.lg.jp	
	鹿児島県	霧島市		-	-	(再掲)	
		湧水町		-	-	(再掲)	
	気象庁	宮崎地方気象台		-	-	(再掲)	
		鹿児島地方気象台		-	-	(再掲)	
	国土交通省	九州地方整備局		-	-	(再掲)	
	陸上自衛隊	西部方面隊		-	-	-	
	宮崎県警察本部				-	-	(再掲)
	鹿児島県警察本部				-	-	-
	宮崎県消防	都城市消防局		-	-	-	
		西諸広域行政事務組合消防本部		-	-	(再掲)	
	鹿児島県消防	霧島市消防局		-	-	-	
		伊佐湧水消防組合消防本部		-	-	-	
		大隅曾於地区消防組合		099-482-0579	099-482-2712	-	
	観光関係団体等	宮崎県観光協会		-	-	-	
鹿児島県観光連盟		-	-	-			
林野庁	九州森林管理局		-	-	-		
国土地理院	九州地方測量部		-	-	-		
海上保安庁	第十管区海上保安本部		-	-	-		
環境省	霧島錦江湾公園管理事務所		-	-	-		
環霧島会議防災専門部会	宮崎県	都城市		-	-	(再掲)	
		小林市		-	-	(再掲)	
		えびの市		-	-	(再掲)	
		高原町		-	-	(再掲)	
	鹿児島県	霧島市		-	-	(再掲)	
		湧水町		-	-	(再掲)	
		曾於市		-	-	(再掲)	
	宮崎県消防	都城市消防局		-	-	(再掲)	
		西諸広域行政事務組合消防本部		-	-	(再掲)	
	鹿児島県消防	霧島市消防局		-	-	(再掲)	
伊佐湧水消防組合消防本部		-	-	(再掲)			
大隅曾於地区消防組合		-	-				
宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会	宮崎県	総務部	危機管理課	-	-	(再掲)	
	宮崎市	危機管理部	危機管理課	0985-21-1730	0985-27-8070		
	都城市	-	-	-	-	(再掲)	
	日南市	総合政策部	総務・危機管理課	0987-31-1113	0987-23-1853		
	小林市	-	-	-	-	(再掲)	
	串間市	-	危機管理課	0987-72-1111	0987-72-6727		
	えびの市	-	-	-	-	(再掲)	
	北諸県郡三股町	-	総務課危機管理係	0986-52-1110	0986-52-4944		
	高原町	-	総務課危機管理係	-	-	(再掲)	
	東諸県郡国富町	-	総務課危機管理係	0985-75-3111	0985-75-7903		
	東諸県郡綾町	-	総務課危機管理係	0985-77-1112	0985-77-2094		

所属・担当			TEL	FAX	備考		
大淀川水系水防災意識社会再構築協議会（幹事会）	国土交通省 九州地方整備局宮崎河川国道事務所	-	調査第一課	-	-	(再掲)	
		-	工務第一課	-	-	(再掲)	
		-	河川管理課	-	-	(再掲)	
	気象庁	宮崎地方気象台		-	-	(再掲)	
	宮崎県	総務部	危機管理課		-	-	(再掲)
		県土整備部	河川課		-	-	(再掲)
			砂防課		-	-	(再掲)
			都市計画課		0985-26-7191	0985-32-4456	toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp
			宮崎土木事務所 河川砂防・都市公園課		0985-26-7289	0985-26-320	miyazaki-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
			都城土木事務所 河川砂防課		0986-23-5859	0986-24-3755	miyakonojo-ddoboku@pref.miyazaki.lg.jp
			小林土木事務所 河川砂防課		-	-	(再掲)
			高岡土木事務所 工務課		0985-82-1155	0985-82-3235	takaoka-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
	鹿児島県	危機管理局	危機管理課防災対策室	099-286-2268	099-286-5519	kiki-k@pref.kagoshima.lg.jp	
		土木部	河川課	099-286-3586	099-286-5625	river@pref.kagoshima.lg.jp	
		建設部	大隅地域振興局建設部河川港湾課	099-452-2173	099-452-2180	oosumi-kensetsu@pref.kagoshima.lg.jp	
	都城市	-	-	-	-	(再掲)	
	曾於市	-	-	-	-	(再掲)	
	三股町	-	-	-	-	(再掲)	
	小林市	-	-	-	-	(再掲)	
高原町	-	-	-	-	(再掲)		
えびの市	-	-	-	-	(再掲)		
国富町	-	-	-	-	(再掲)		
綾町	-	-	-	-	(再掲)		
熊本県多良木町	-	危機管理防災課	0966-42-6111	0966-42-2293			

		所属・担当		TEL	FAX	備考	
大淀川流域治水協議会（幹事会）	国土交通省 九州地方整備局宮崎河川国道事務所	-	調査第一課	-	-	(再掲)	
		-	工務第一課	-	-	(再掲)	
		-	工務第二課	-	-	(再掲)	
		-	河川管理課	-	-	(再掲)	
	気象庁	宮崎地方気象台		-	-	(再掲)	
	財務省 九州財務省	宮崎財務事務所 管財課		0985-26-0696	0985-22-7101	-	
	農林水産省九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所 企画課		0986-23-1293	0986-27-1281	-	
	宮崎県	総務部	危機管理課		-	-	(再掲)
		県土整備部	河川課		-	-	(再掲)
			砂防課		-	-	(再掲)
			都市計画課		0985-26-7191	0985-32-4456	toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp
			宮崎土木事務所 河川砂防・都市公園課		0985-26-7289	0985-26-320	miyazaki-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
			都城土木事務所 河川砂防課		0986-23-5859	0986-24-3755	miyakonojo-ddoboku@pref.miyazaki.lg.jp
			小林土木事務所 河川砂防課		-	-	(再掲)
			高岡土木事務所 工務課		0985-82-1155	0985-82-3235	takaoka-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
		農政水産部	中部農林振興局 農村計画課 農村整備課 林務課		0985-26-7278 0985-26-7282 0985-26-7281 0985-26-7283	0985-26-7319	chubu-norin@pref.miyazaki.lg.jp
			北諸県農林振興局 農村計画課 農村整備課 林務課		0986-23-4508 0986-23-4514 0986-23-4515 0986-23-4523	0986-22-7473	kitamoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp
			西諸県農林振興局 農村計画課 農村整備課 林務課		0984-23-3164 0984-23-4187 0984-23-4188 0984-23-4725	0984-22-7884	nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp

		所属・担当	TEL	FAX	備考	
大淀川流域治水協議会（幹事会）	鹿児島県	危機管理局	危機管理課防災対策室	-	-	(再掲)
		土木部	河川課	-	-	(再掲)
			砂防課	099-286-3614	099-286-5627	sabou@pref.kagoshima.lg.jp
			大隅地域振興局建設部 河川港湾課 林務水産課 農村整備課	-	-	(再掲)
	宮崎市	危機管理部	危機管理課	0985-21-1730	0985-27-8070	-
		建設部	土木課	0985-21-1801	0985-27-8071	-
		都市整備部	都市計画課	0985-21-1811	0985-27-8072	-
			建築行政課	0985-21-1813	0985-27-8073	-
		農政部	農村整備課	0985-21-1782	0985-27-8074	-
			森林水産課	0985-21-1919	0985-27-8075	-
		上下水道局	下水道整備課	0985-26-7655	-	-
		高岡総合支所	農林建設課	0985-82-1114	-	-
	都城市	-	-	-	-	(再掲)
	曾於市	-	-	-	-	(再掲)
	三股町	-	-	-	-	(再掲)
	小林市	-	-	-	-	(再掲)
	高原町	-	-	-	-	(再掲)
	えびの市	-	-	-	-	(再掲)
	国富町	-	-	-	-	(再掲)
	綾町	-	-	-	-	(再掲)
熊本県多良木町	-	-	-	-	(再掲)	

1-2 高原町防災会議条例

昭和38年4月1日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、高原町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 高原町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 西諸広域行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者
- 6 前項第1号・第2号・第3号・第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ5人以内・5人以内・2人以内・17人以内及び10人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員・宮崎県の職員・高原町の職員・関係指定公共機関の職員・関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第24号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 高原町防災会議委員名簿

No.	所属	職	氏名	根拠
1	高原町			会長
2	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所			1号
3	宮崎地方气象台			1号
4	宮崎県県土整備部 小林土木事務所			2号
5	宮崎県農政水産部 西諸県農林振興局			2号
6	宮崎県福祉保健部 小林保健所			2号
7	宮崎県警察本部 小林警察署			3号
8	高原町総合政策課			4号
9	高原町総務課			4号
10	高原町町民福祉課			4号
11	高原町ほほえみ館			4号
12	高原町農畜産振興課			4号
13	高原町建設水道課			4号
14	高原町教育総務課			4号
15	高原病院			4号
16	高原町教育委員会			5号

No.	所属	職	氏名	根拠
17	西諸広域行政事務組合 消防本部			6号
18	高原町消防団			6号
19	西日本高速道路株式会社 九州支社 宮崎高速道路事務所			7号
20	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社			7号
21	高原郵便局			7号
22	九州電力送配電株式会社 都城配電事業所			7号
23	西日本電信電話株式会社 宮崎支店			7号
24	宮崎交通株式会社 小林営業所			7号
25	一般社団法人 西諸医師会			7号
26	高原町			8号
27	高原町社会福祉協議会			8号
28	高原町区長会			8号
29	高原町地域婦人連絡協議会			8号
30	陸上自衛隊第24普通科連隊			8号
31	宮崎県防災士ネットワーク 西諸支部			8号
32	日本赤十字社 宮崎県支部			8号

1 - 4 高原町災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、高原町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

1-5 自主防災組織の状況

(平成24年4月1日現在)

組織名	構成地区
花堂区自主防災組織	花堂区
蒲牟田区自主防災組織	蒲牟田区
北狭野区自主防災組織	北狭野区
南狭野区自主防災組織	南狭野区
祓川区自主防災組織	祓川区
湯之元区自主防災組織	湯之元区
中平区自主防災組織	中平区
上後川内区自主防災組織	上後川内区
下後川内区自主防災組織	下後川内区
川平区自主防災組織	川平区
西広原区自主防災組織	西広原区
上広原区自主防災組織	上広原区
下広原区自主防災組織	下広原区
上麓区自主防災組織	上麓区
下麓区自主防災組織	下麓区
出口区自主防災組織	出口区
鹿児山区自主防災組織	鹿児山区
並木区自主防災組織	並木区
小塚区自主防災組織	小塚区
常盤台区自主防災組織	常盤台区

2 協定関係

2-1 応援協定等一覧

(令和4年3月現在)

※協定先は、協定締結時の名称。

分類	協定名	締結年月日	協定先	協定概要
相互応援	宮崎縣市町村 防災相互応援 協定	平成8年8月29日	県内市町村	災害応急措置に必要な職員の派遣 食料品、飲料水及び生活必需品の提供 避難及び収容施設並びに住宅の提供 医療及び貿易に必要な資機材及び物資の提供 遺体の火葬のための施設の提供 ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供 ボランティア団体の受付及び活動調整 その他応援のため必要な事項
相互応援	高原町における 大規模な災害時の 応援に関する協定書	平成23年7月25日	国土交通省 九州地方整備局	所管施設の被害状況の把握 情報連絡網の構築 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 災害応急措置 その他必要と認められる事項
医療救護	災害時における 医療救護に関する 協定書	平成23年12月28日	社団法人西 諸医師会	医療救護活動 トリアージ 傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供 医療機関への搬送の要否の判断と搬送順位の決定 (別途西諸医師会災害医療計画を定める。)
応急対策	災害時における 応急対策業務等に関する 基本協定書 (建設業協会関係)	平成24年7月3日	小林地区建設業協会	公共土木施設に関する災害による被害情報の収集 公共土木施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧事業 救急を必要とする建築資機材等の調達及び輸送 その他、高原町が必要と認める業務

分類	協定名	締結年月日	協定先	協定概要
応急対策	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	平成 24 年 7 月 3 日	高原町水道 工事業協同 組合	公共土木施設に関する災害による被害情報の収集 公共土木施設の機能の確保 及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧事業 救急を必要とする建築資機材等の調達及び輸送 その他、高原町が必要と認める業務
応急対策	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	平成 24 年 7 月 3 日	小林地区電 気工事組合 高原支部組 合	公共土木施設に関する災害による被害情報の収集 公共土木施設の機能の確保 及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧事業 救急を必要とする建築資機材等の調達及び輸送 その他、高原町が必要と認める業務
応急対策	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	平成 24 年 7 月 3 日	高原町建設 業連絡会	公共土木施設に関する災害による被害情報の収集 公共土木施設の機能の確保 及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧事業 救急を必要とする建築資機材等の調達及び輸送 その他、高原町が必要と認める業務
燃料供給	災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書	平成 22 年 9 月 1 日	社団法人宮 崎県エルピ ーガス協会 小林支部	LPガスの供給 会員の業務に関連する範囲 内で必要な被害調査を実施
飲料提供	災害時における救援物資提供に関する協定書	平成 22 年 9 月 2 日	南九州コ カ・コーラ ボトリング 株式会社	災害時における地域貢献型 自動販売の機内在庫商品無 償提供及び安定供給

分類	協定名	締結年月日	協定先	協定概要
相互応援	環霧島会議防災相互応援協定書	平成 21 年 5 月 19 日	環霧島会議 構成市町 都城市・高原町・小林市・えびの市・湧水町・霧島市・曾於市	災害救援、復旧等に必要な職員の派遣 災害救援、復旧等に必要な車両及び資機材の提供 食料品、飲料水及び生活必需品の提供 避難施設及び収容施設並びに住宅の提供 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 遺体の火葬のための施設の提供 ごみ及びし尿の処理のための設備及び施設の提供 ボランティア団体の受付及び活動調整前各号に掲げるもののほか応援のために必要な事項
防災情報	宮崎河川国道事務所管内光ファイバー網の相互接続等に関する協定書	平成 29 年 12 月 21 日	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	防災情報の伝達手段及び両者による相互交換情報 CCTVカメラ映像等 気象観測情報等（雨量・河川水位等） ホットライン（電話） TV会議
相互応援	砂防関係協力市町村災害時応援協定書 （平成 25 年 12 月 18 日に締結した旧 12 市町村災害時応援協定は廃止）	平成 25 年 12 月 18 日	宮城県蔵王町・秋田県東成瀬村・新潟県出雲崎町・長野県下條村・長野県大桑村・岐阜県海津市・大阪府河南町・奈良県五條市・奈良県野迫川村・奈良県十津川村・徳島県牟岐町・宮崎県高原町・熊本県錦町	食料、飲料水及び生活必需品物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 救援活動に必要な車両等の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 被災した児童、生徒等の一時受け入れ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
飲料提供	災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成 25 年 12 月 4 日	サントリービバレッジサービス株式会社	災害時における災害対応型自動販売の機内在庫商品無償提供及び安定供給

分類	協定名	締結年月日	協定先	協定概要
通信	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	平成 28 年 11 月 22 日	西日本電信電話株式会社宮崎支店	電気通信回線及び電話接続端子の設置
廃棄物	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	令和元年 10 月 7 日	一般社団法人宮崎県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集運搬 災害廃棄物の処分 前各号に伴う必要な業務
廃棄物	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	令和元年 10 月 7 日	宮崎県環境保全事業連合会	災害時におけるし尿処理等の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保 資機材の提供 派遣及びそのし尿等の収集運搬に関する必要な措置 仮設トイレの設置に関する技術的な支援 高原町が指定する処理施設への運搬 前各号に伴う必要な業務
医療救護	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	令和 2 年 8 月 25 日	一般社団法人小林えびの西諸歯科医師会	歯科医療を要する傷病者への応急歯科医療措置 歯科口腔保健衛生活動による被災住民の口腔ケア等の健康管理 災害対応に係る情報の収集及び通信手段の確保 傷病者を収容する医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 遺体の身元確認作業に関する協力 その他状況に応じた処置 (別途しか救護活動計画を定める。)

分類	協定名	締結年月日	協定先	協定概要
情報発信	災害に係る情報発信に関する協定書	令和元年 12 月 5 日	ヤフー株式会社	<p>高原町が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として高原町が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載するなどして一般に広く周知すること。高原町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。高原町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。災害発生時の高原町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。高原町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。高原町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。</p>
情報発信	防災パートナーシップ協定書	令和 3 年 3 月 2 日	株式会社テレビ宮崎	<p>UMKホームページでのLアラート（地域情報コモンズ）情報の掲載 「宮崎ニュースUMK」での情報配信（インターネット、UMKアプリ） データ放送での情報発信 インターネットライブ中継 地上波テレビでの放送</p>

分類	協定名	締結年月日	協定先	協定概要
物資提供	災害時における物資供給に関する協定書	令和3年7月1日	株式会社ナフコ	供給要請対象物資一覧に掲げる物資及びその他の指定された物資の提供
車両提供	災害時における車両の貸渡及び貸与に関する協定書	令和3年8月5日	株式会社トヨタレンタリース宮崎 宮崎県トヨタ販売店グループ 宮崎トヨペット株式会社 トヨタカーローラ宮崎株式会社 ネットヨタ宮崎株式会社 ネットヨタヒムカ株式会社	災害時の有償車両の貸渡及び外部電力供給可能な車両の貸与
物資提供	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	令和3年9月15日	三協フロンティア株式会社	災害時のユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の物資供給

3 危険箇所関係

3-1 土砂災害警戒区域等一覧

平成 30 年 3 月末現在

	区域数	土砂災害警戒区域等		自然現象の種類		
		警戒区域	特別警戒区域	急傾斜	土石流	地すべり
高原町	102	102	90	85	17	0

19

番号	区域名	危険箇所番号	市町村	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号		告示年月日
						警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
1	上広原	Ⅱ-1-5506	高原町	広原	急傾斜	○		宮崎県告示第 337 号		H19. 3. 29
2	湯ノ元	I-1-0781	高原町	蒲牟田	急傾斜	○		宮崎県告示第 337 号		H19. 3. 29
3	長迫	Ⅱ-1-0783	高原町	蒲牟田	急傾斜	○		宮崎県告示第 337 号		H19. 3. 29
4	川原口 1	I-1-0797	高原町	蒲牟田	急傾斜	○		宮崎県告示第 337 号		H19. 3. 29
5	川原口 2	Ⅱ-1-5474	高原町	蒲牟田	急傾斜	○		宮崎県告示第 337 号		H19. 3. 29
6	大久保	Ⅱ-1-0784	高原町	蒲牟田	急傾斜	○		宮崎県告示第 201 号		H20. 3. 17
7	湯ノ碕-1	I-1-3307	高原町	西麓	急傾斜	○		宮崎県告示第 201 号		H20. 3. 17
8	湯ノ碕-2	I-1-3309	高原町	西麓	急傾斜	○		宮崎県告示第 201 号		H20. 3. 17
9	出口 1	Ⅱ-1-5478	高原町	西麓	急傾斜	○		宮崎県告示第 201 号		H20. 3. 17
10	高塚	I-1-2091	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 191 号	宮崎県告示第 192 号	H21. 3. 16
11	並木	I-1-3306	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 191 号	宮崎県告示第 192 号	H21. 3. 16
12	温谷	Ⅱ-1-2092	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 191 号	宮崎県告示第 192 号	H21. 3. 16
13	城ノ下	I-1-0801	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 823 号	宮崎県告示第 824 号	H23. 6. 2
14	木場谷-1	Ⅱ-1-5500	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 823 号	宮崎県告示第 824 号	H23. 6. 2
15	木場谷-2	Ⅱ-1-5513	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 823 号	宮崎県告示第 824 号	H23. 6. 2

番号	区域名	危険個所番号	市町村	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号		告示年月日
						警戒 区域	特別警戒 区域	警戒 区域	特別警戒 区域	
16	上麓	I-1-0788	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 439 号	宮崎県告示第 440 号	H23. 6. 2
17	下馬場	I-1-0789	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 439 号	宮崎県告示第 440 号	H23. 6. 2
18	上馬場	I-1-0796	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 439 号	宮崎県告示第 440 号	H23. 6. 2
19	春の町	I-1-0802	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 439 号	宮崎県告示第 440 号	H23. 6. 2
20	内ノ迫	I-1-0779	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
21	中尾	I-1-0785	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
22	池淵	I-1-0790	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
23	内ノ迫 2	I-1-0792	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
24	上ノ迫	I-1-0793	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
25	山神原	I-1-0798	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
26	蒲牟田 1	II-1-5472	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
27	蒲牟田 2	II-1-5473	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	H26. 12. 8 再指定解除	H24. 3. 26
28	御納戸 1	II-1-5475	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
29	御納戸 2	II-1-5476	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
30	洗出 1	II-1-5491	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
31	洗出 2	II-1-5512	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
32	御納戸川 1	05-361-2-501	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
33	蒲牟田川	05-361-1-504	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 231 号	宮崎県告示第 232 号	H24. 3. 26
34	皇子川 2	05-361-2-505	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
35	皇子川 1	05-361-2-504	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
36	御池川 1	05-361-2-503	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
37	祓川	05-361-1-503	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
38	皇子川 2-新①	05-361-2-505-新①	高原町	蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
39	石ヶ野渡	I-1-0800	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
40	脇藤 2	II-1-0794	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8

番号	区域名	危険個所番号	市町村	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号		告示年月日
						警戒 区域	特別警戒 区域	警戒 区域	特別警戒 区域	
41	脇藤-1	Ⅱ-1-5480	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
42	地藏原	Ⅱ-1-5482	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
43	湯ノ崎第 1	I-1-3307	高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 472 号	宮崎県告示第 474 号	H25. 8. 8
44	蒲牟田 2	Ⅱ-1-5473	高原町	蒲牟田	急傾斜		○		宮崎県告示第 707 号	H26. 12. 8
45	入木 1	05-361-1-002	高原町	後川内	土石流	○	○	宮崎県告示第 89 号	宮崎県告示第 91 号	H27. 2. 5
46	入木 2	05-361-1-003	高原町	後川内	土石流	○	○	宮崎県告示第 89 号	宮崎県告示第 91 号	H27. 2. 5
47	脇藤川 1	05-361-1-001	高原町	後川内	土石流	○		宮崎県告示第 423 号		H27. 6. 25
48	入木- 1	I-1-3305	高原町	後川内	急傾斜	○		宮崎県告示第 423 号		H27. 6. 25
49	霞原	Ⅱ-1-5479	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
50	入木- 2	Ⅱ-1-5496	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
51	入木- 2- 新①	Ⅱ-1-5496-新①	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
52	入木- 2- 新②	Ⅱ-1-5496-新②	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
53	入木- 3	Ⅱ-1-5497	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
54	西川内- 1	Ⅱ-1-5498	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
55	西川内- 2	Ⅱ-1-5504	高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 423 号	宮崎県告示第 424 号	H27. 6. 25
56	渡上	I-1-0786	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
57	八久保	I-1-0791	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
58	南川内	I-1-0795	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
59	南鞍掛	Ⅱ-1-5469	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
60	佐土- 1	Ⅱ-1-5470	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
61	佐土- 1- 新①	Ⅱ-1-5470-新①	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
62	佐土- 1- 新②	Ⅱ-1-5470-新②	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
63	安丸	Ⅱ-1-5471	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
64	水源地- 1	Ⅱ-1-5484	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28
65	佐土- 2	Ⅱ-1-5485	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 219 号	宮崎県告示第 220 号	H28. 3. 28

番号	区域名	危険箇所番号	市町村	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号		告示年月日
						警戒 区域	特別警戒 区域	警戒 区域	特別警戒 区域	
66	佐土-2-新①	II-1-5485-新①	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
67	入佐	II-1-5487	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
68	入佐-新①	II-1-5487-新①	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
69	常盤台	II-1-5490	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
70	南川地	II-1-5503	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
71	佐土-3	II-1-5507	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
72	鳩取山	II-1-5509	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
73	上町-2	II-1-5510	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
74	西大谷	II-1-5514	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
75	上平	II-1-5515	高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
76	小手原	II-1-5516	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
77	小手原-新①	II-1-5516-新①	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第219号	宮崎県告示第220号	H28.3.28
78	血捨ノ木川2	05-361-1-501		蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
79	御池川2	05-361-1-502		蒲牟田	土石流	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
80	血捨ノ木川3	05-361-2-502		蒲牟田	土石流	○		宮崎県告示第129号		H29.2.23
81	上宇都	I-1-0780		蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
81	上宇都	I-1-0780		蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
82	上宇都-新①	I-1-0780-新①		蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
83	上村	II-1-5489		広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
84	御池	II-1-5501		蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
85	旭台	II-1-5505		広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第129号	宮崎県告示第132号	H29.2.23
86	祓川		高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第358号	宮崎県告示第359号	H30.3.5
87	越川		高原町	西麓	土石流	○	○	宮崎県告示第400号	宮崎県告示第401号	H30.3.22
88	川平1		高原町	後川内	土石流	○	○	宮崎県告示第400号	宮崎県告示第401号	H30.3.22
89	瀬口1		高原町	西麓	土石流	○	○	宮崎県告示第400号	宮崎県告示第401号	H30.3.22

番号	区域名	危険個所番号	市町村	町・大字	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号		告示年月日
						警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
90	宮ノ下		高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
91	西麓		高原町	西麓	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
92	春君-1		高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
93	温谷-1		高原町	広原	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
94	春君-2		高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
95	川平		高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
96	春君-3		高原町	後川内	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 400 号	宮崎県告示第 401 号	H30. 3. 22
97	出口		高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 188 号	宮崎県告示第 190 号	H31. 3. 11
98	大久保	Ⅱ-1-0784	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 188 号	宮崎県告示第 190 号	H31. 3. 11
99	祓川 S32	05-361-1-506S	高原町	蒲牟田	土石流	○		宮崎県告示第 392 号		R1. 10. 10
100	片添	Ⅱ-1-4894	高原町	蒲牟田	急傾斜	○	○			
101	瀬田尾-2	Ⅱ-1-5367	高原町	広原	急傾斜	○	○			
102	石ヶ野	Ⅱ-1-5481	高原町	後川内	急傾斜	○	○			

3-2 土砂災害危険箇所総括表

(1) 災害危険箇所数

市町村名	河川	地すべり	急傾斜地		土石流	ため池	海岸	計
			人工がけ	自然がけ				
高原町	3			95	20			118

(2) 危険度別災害危険箇所数

24

市町村名	河川			地すべり			急傾斜地						土石流			ため池			海岸			計				
	計	危険度			計	危険度			計	危険度			計	危険度			計	危険度			計	危険度				
		A	B	C		A	B	C		A	B	C		A	B	C		A	B	C		A	B	C		
高原町			3					72	17	25	30	20	4	12	4								95	21	37	37

3-3 河川

番号		水系名 (河川名)	管理者	右左岸 の別	延長 (m)	所在地 (目標・被害区域 を含む)	危険箇所の状況	水防計画による 重要水防区 域の有無	危険 度	被害の種類	備考
県	町										
	1	大淀川 (辻ノ堂川)	宮崎県	右	100	高原町湯之崎(蓮 太郎温泉)	河川の蛇行により集中 豪雨時には水位の上昇 有り	有	C	家屋の浸水流出	
	2	大淀川 (大丸川)	宮崎県	左	50	高原町大字広原	河川の蛇行により集中 豪雨時には水位の上昇 有り	無	C	家屋の浸水流出	
	3	大淀川 (辻ノ堂川)	宮崎県	右	50	高原町湯之崎	河川の蛇行により集中 豪雨時には水位の上昇 有り	有	C	家屋の浸水流出	

3-4 地すべり

対象地区該当なし

3-5 急傾斜地

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバールーピングの有無	地 質				住家(戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同距離以内の がけ下戸数	急傾斜地崩壊危険区域の 指定年月日	その他の指定	危険度	備考		
市町村	国交省	農水省		区域	地区	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ	湧水	崩壊		地被物の状況	種 類	数	種 類						数	
				(旧大字)	(旧小字)																				種 類
1		28	祓川	蒲牟田	祓川	45	240	160	無	第4紀安山岩		無	無	林地B	8	公民館	1	道路	490	8			C		
2			佐土	広原	佐土	65	80	20	有	ボラ	B	有	有	林地A	2				2				A		
3		30	湯之元	蒲牟田	湯之元	40	400	20	無	シラス	A	無	有	林地B	10		道路 水路	400 200	10				A		
4		35	新地橋	蒲牟田	内ノ迫	30	480	25	無	シラス	A	無	有	林地A 30	18		道路	170	18					B	
	36	第4紀安山岩								林地B 70															
	37																								
5		70	脇藤	後川内	脇藤	60	170	10	無	黒色土	A	有	有	その他	4		道路	160	0				A		
6			春君	後川内	春君	50	15	15	無	シラス		無	無	林地B	2				2				C		
7			上温谷	広原	上温谷	45	15	10	有	シラス	B	無	有	林地B	3				3				B		
8		6	南川内	広原	南川内	70	100	6	無	洪積シラス	A	無	無	林地B	9		道路	100	4				C		
9		31	長迫	蒲牟田	長迫	35	240	15	無	第4紀軽石疑 ボラ	A	無	無	林地B	5		道路	120	5				B		
10		39	上迫	蒲牟田	上迫	40	470	30	無	ボラ	A	無	有	林地B	20		道路	420	20	S45.4.1				B	
	40	安山岩																							
11			八久保	広原	八久保	60	350	20	有	洪積シラス	A	有	無	林地B	7		道路	350	7				A		
12		46	一里山	西麓	一里山	35	830	25	有	第4紀礫砂	A	有	無	林地B	57	医院、寺院、 保育園	4	道路	650	0				A	
	47	シラス																							
13			宇都	蒲牟田	宇都	30	240	10	無	ボラ層		無	無	林地A 50 林地B 50	6		道路	140	6				B		
14		33	大久保	蒲牟田	大久保	35	290	20	無	ボラ層	A	有	有	林地B	5		2	道路	290	5				A	

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	地 被 物 の 状 況	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		かけ高と同距離以内の かけ下戸数	急傾斜地崩壊危険区域の 指定年月日	その他の指定	危 険 度	備 考
市町村	国交省	農水省		区域	地区	傾斜	長さ	高さ		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数					
				(旧大字)	(旧小字)	(度)	(m)	(m)																
15			中尾	蒲牟田	中尾	30	470	15	無	シラス	A	無	無	林地B	7			道路	310	7			B	
16			渡ノ上	広原	渡ノ上	35	100	15	無	シラス	A	無	無	林地B	15			道路	190	7			B	
17			下馬場	西麓	下馬場	45	170	15	無	シラス	A	有	有	その他	16			道路	230	0			A	
18			池淵	蒲牟田	池淵	30	230	25	無	第4紀礫砂 シラス	A	無	無	林地B	3			道路	360	3			B	
19			上馬場	西麓	上馬場	40	200	40	無	シラス	A	有	無	林地B	11	寺院、幼稚園	2	道路	230	0			A	
20			内ノ迫	蒲牟田	内ノ迫	30	270	30	有	シラス	A	無	有	林地B	12			道路	370	12			B	
21		32	川原口	蒲牟田	川原口	40	350	30	無	ボラ	A	無	無	林地B	3			道路	200	3			B	
22		34	山神原	蒲牟田	山神原	30	300	25	無	黒色土	A	無	無	林地B 70 竹林B 30	6			道路	310	6			B	
23		74	宮ノ下	後川内	宮ノ下	40	250	25	無	シラス		無	無	林地B	7			道路	290	7			C	
24			中須	後川内	中須	35	300	25	無	黒色土	A	有	無	林地B	8			道路	250	0			A	
25		71	石ケ野渡	後川内	石ケ野渡	45	220	25	無	シラス	B	無	無	その他		小中学校	2						B	
26		50	城ノ下	西麓	城ノ下	5	220	30	無	シラス	A	無	無	林地B	4			道路	130	0			B	
27		49	下馬場 (2)	西麓	下馬場	45	140	50	有	シラス	A	有	有	林地B	7			道路	130	0			A	
28		1	刈目	広原	池原	20				シラス			有		12	警察駐在所 郵便局	2	道路	100	0			B	
29		2	入佐	広原	池ノ尾	40				シラス			有		6			道路	110	0			C	
30		3	東	広原	東	30				シラス			有		5			道路	50				C	
31		4	相久保	広原	鷹巣原	30				シラス			有		5			道路	100				C	
32		5	南川地 (2)	広原	小場田	40				シラス			有		7								C	
33		7	鳩取山	広原	鳩取山	50				安山岩			有		7			道路	100				B	
34		8	温谷(1)	広原	上大迫	40				シラス			有		6			道路	300				C	
35		9	温谷(2)	広原	前大迫	50				シラス			無		1			道路	200				C	
36		10	忠霊塔	広原	広原	60				シラス			有			学校	1	道路	270				A	

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	地被物の状況	住家(戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同距離以内の がけ下戸数	急傾斜地崩壊危険区域の 指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	国交省	農水省		区域	地区	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数					
				(旧大字)	(旧小字)																			
		11	上町	広原	広原	30				シラス			有		6		100	道路	100				C	
		12	旭台	広原	旭台	70 ~ 60				安山岩			有		3		100	道路	100				C	
		11-2	上村	広原	旭台	60				安山岩			有		2	水源施設	1						A	
		11-3	今房	広原	今房尻	30				安山岩			無				300	道路	300				C	
		13	旭台(2)	広原	竹屋敷	60				安山岩			有		1			道路	200				C	
		14	竹広	広原	竹屋敷	40				安山岩			有		4			道路	100				C	
		14	旭台(3)	広原	竹屋敷	60				安山岩			無					道路	100				C	
		15-2	山神原	広原	山神原	30				シラス			有		6	老人ホーム	1						B	
		20	常盤台(1)	広原	常盤台	40				安山岩			有		1	公民館	1						B	
		21	常盤台(2)	広原	渡ノ上	40				安山岩			有		4			道路	200				C	
		41	洗出	蒲牟田	洗出	50				シルト			有		5								B	
		43	馬登	西麓	畑間	30				シラス			有		5			道路	200				C	
		44	藤頭	西麓	藤頭	50				シラス			有		10								A	
		45	上町(2)	西麓	一里山	40				シラス			有		5			J R 鉄道					B	
		51	城ノ下(2)	西麓	城ノ下	50				シラス			有		7			道路	300				B	
		52	湯ノ先	西麓	湯ノ先	50				シラス			有		2	美化センター	1						A	
		53	出口	西麓	城ノ向	50				シラス			有		3			道路	200				C	
		54	横折	西麓	遠目塚	40				シラス			有		7			道路	200				C	
		55	梅ヶ久保	西麓	梅ヶ久保	50				シラス			有		5			道路	200				B	
		60	春君	後川内	春君	50				シラス			有		4								C	
		61	川平	後川内	春君	50				シラス			有		5								C	
		62	川平(2)	後川内	小久保	40				シラス			無		4								C	

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	地被物の状況	住家(戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同距離以内の がけ下戸数	急傾斜地崩壊危険区域の 指定年月日	その他の指定	危 険 度	備 考
市町村	国交省	農水省		区域	地区	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数					
				(旧大字)	(旧小字)																			
59		64	後原	後川内	後原	50				シラス			有		5								C	
60		65	入木(1)	後川内	入木	40				シラス			有		3								C	
61		67	入木(2)	後川内	入木	40				シラス			有		9		道路	100					C	
62		68	西川内	後川内	向原	40				シラス			有		10		道路	100					B	
63		73	奥	後川内	中別府	50				シラス			無		7	公民館	1	道路	100				A	
64		75	温水平	後川内	前畑	40				シラス			有		5								C	
65		76	西大谷	広原	屋野	30 40				第4紀 安山岩			無		1		道路	100					C	
66		77	小手原	蒲牟田	小手原	20				第4紀安山岩			無		7	小学校	1						B	
67		78	小手原2	蒲牟田	狭野	20				第4紀安山岩			無		2								C	
68		79	木場谷	西麓	木場谷	30				シラス			無		2								C	
69			御池	蒲牟田	御池	15 ~ 65				シラス	A	有	有		1		道路	80	1				A	
70			高塚	広原	高塚	35				粘性土			有		3		道路	70					A	
71			刈目	広原	刈目	45				シラス			有		2		道路	50					B	
72			上町	西麓	上町	50				シラス			有		2								B	

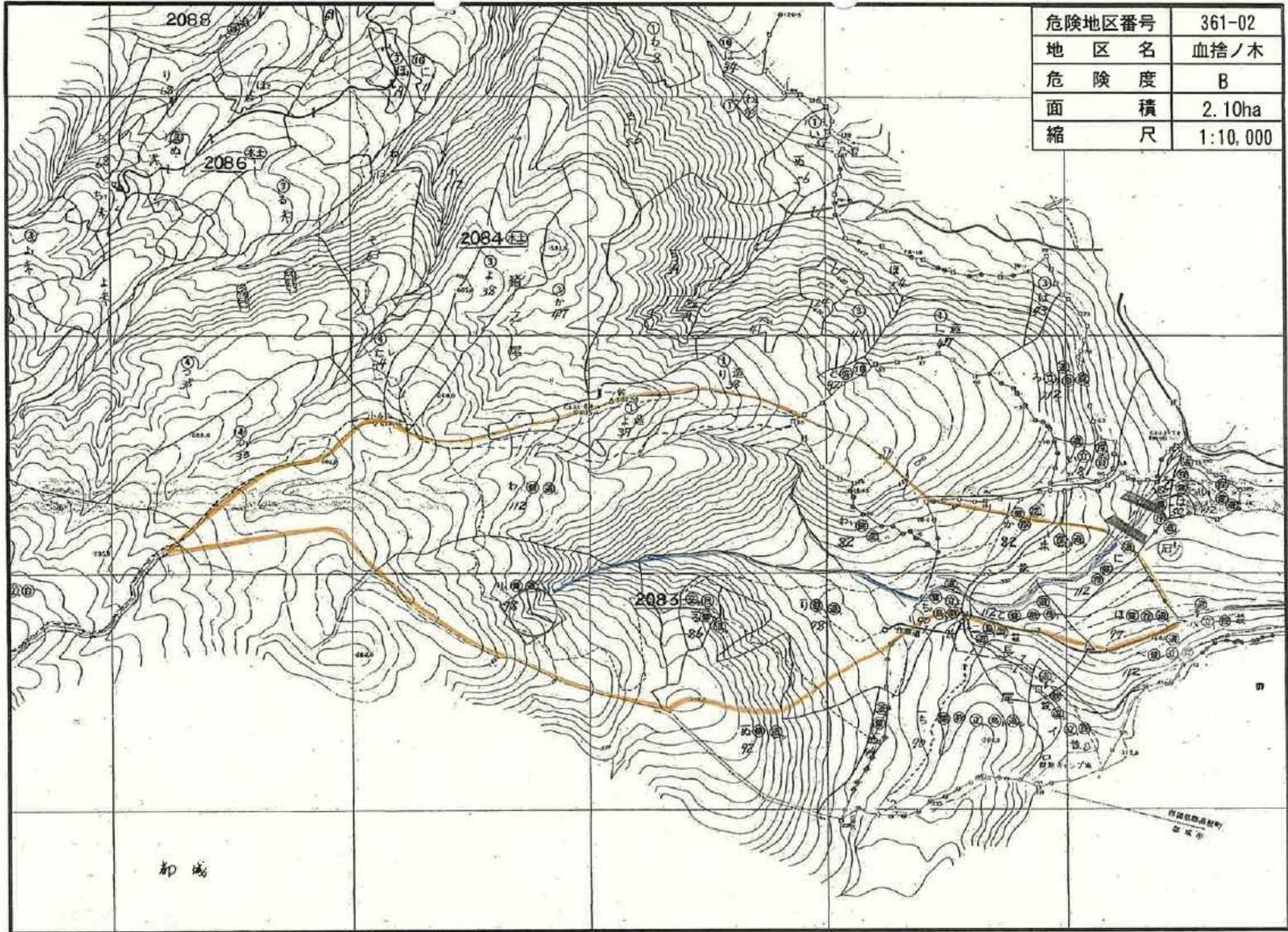
3-6 土石流

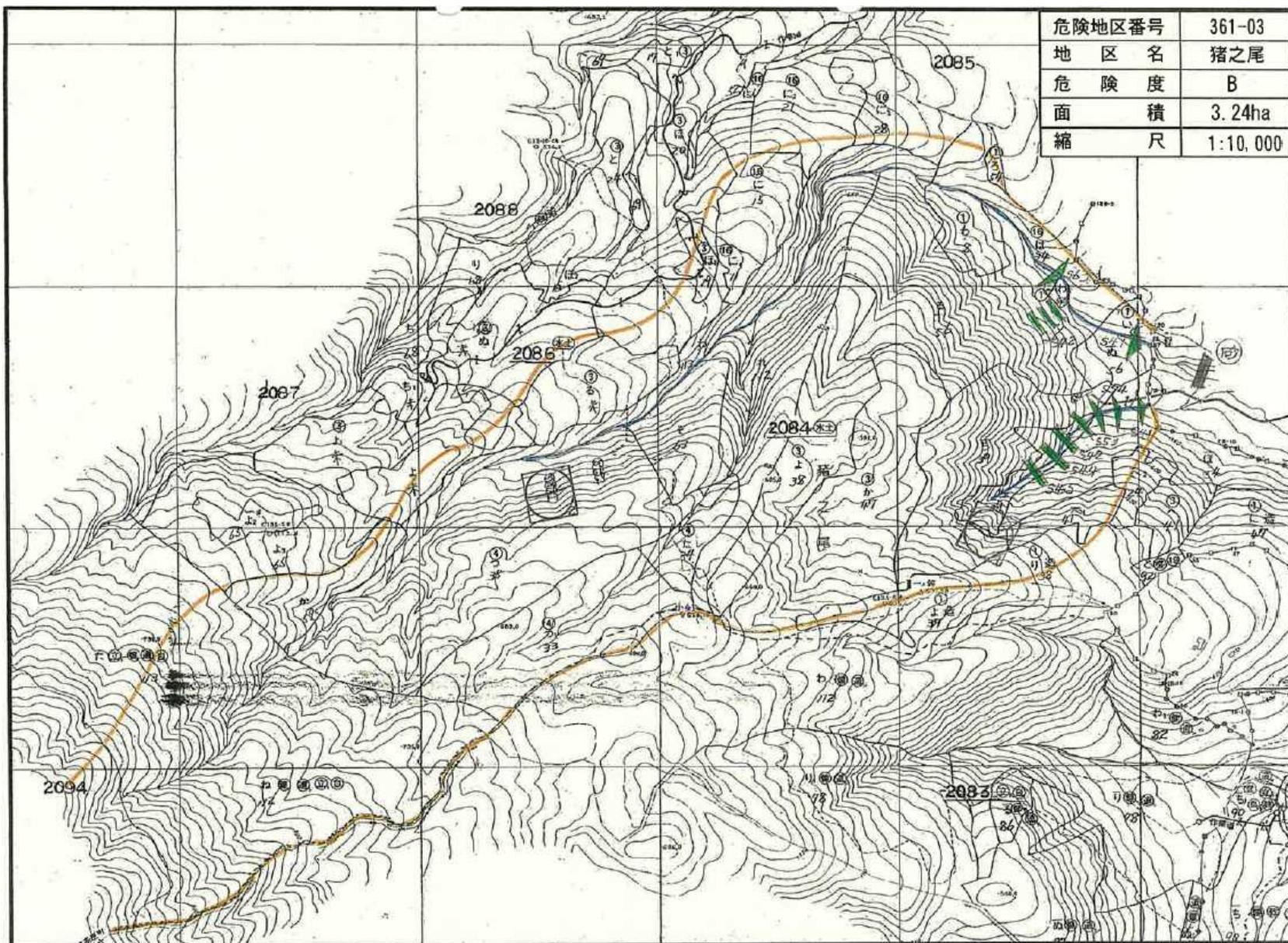
番号			水系名	河川名	溪流名	位置		溪流概況			危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	国交省	農水省				区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種類	数 (m) (箇所)		
1			大淀川	炭床川	越川			0.03			B	12	配水施設	1		53611004
													道路	240		
2			〃	〃	脇藤川 1			0.18			C	12	〃	200		53611001
3			〃	岩瀬川	川平 1			0.06			B	5	〃	220		53612001
4			〃	湯之元川	祓川			2.1			B	7	〃	530		53611503
5			〃	〃	皇子川 1			0.73			B	3	〃	200		53612504
6			〃	岩瀬川	瀬口 1			0.4			B	3	〃	300		53612002
7			〃	湯之元川		蒲牟田	南郷	0.72			C	22	〃	500		崩壊土砂流出
8						広原	旭台	0.25			B	6	J R	200		崩壊土砂流出
													道路			
9			大淀川	高崎川		〃	亀野	0.2			B	10	水源施設	1		崩壊土砂流出
10			〃	〃		〃	〃	0.1			B	15	地区公民館	1		崩壊土砂流出
11			〃	〃		〃	常盤台	0.05			A	5	地区公民館	1		崩壊土砂流出
12			〃	〃		〃	亀野	0.15			A	9	水源施設	1		崩壊土砂流出

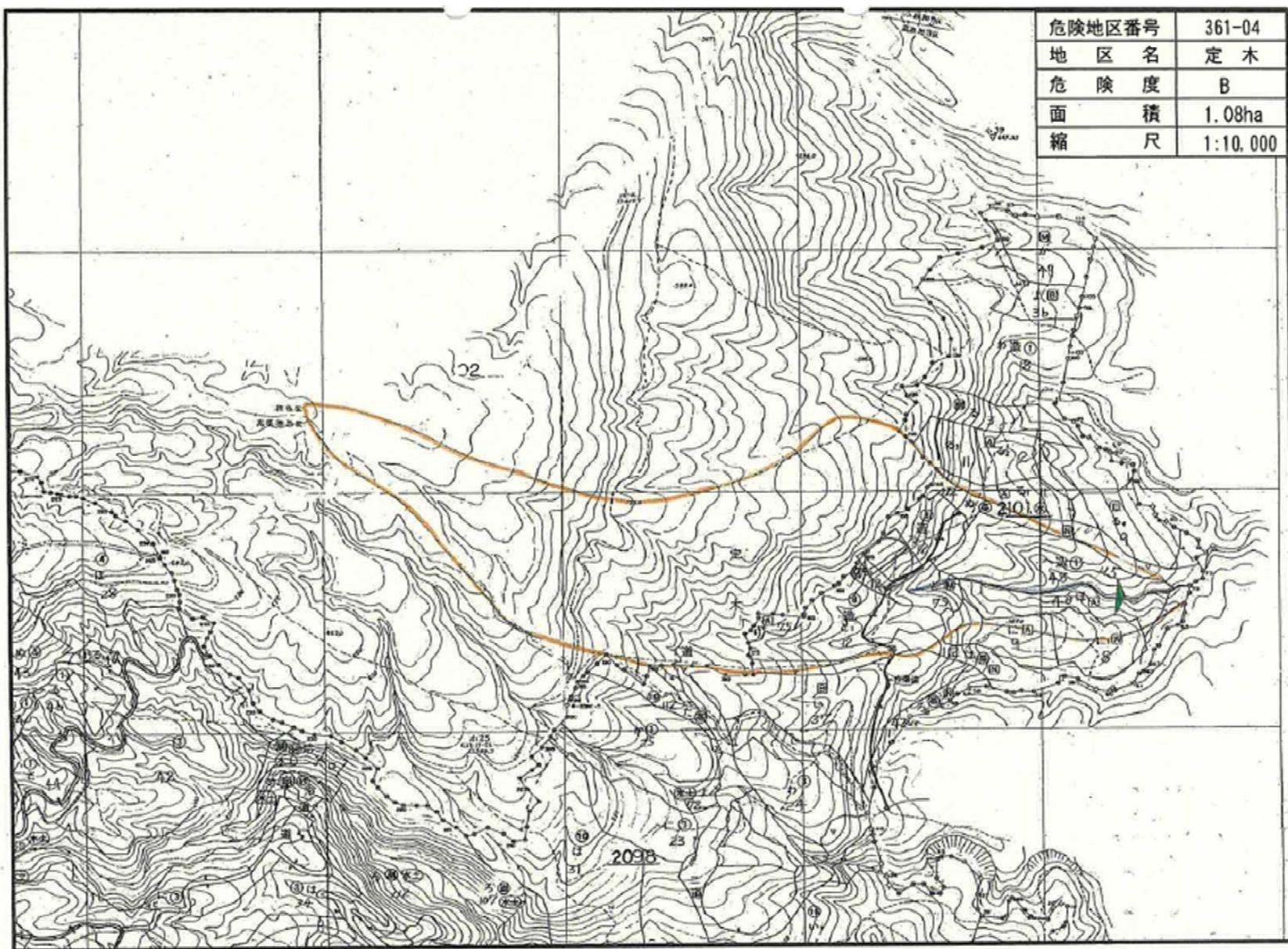
番号			水系名	河川名	溪流名	位置		溪流概況			危険度	住家	公共施設		その他の指定	備考
市町村	国交省	農水省				区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種類	数 (m) (箇所)		
13			〃	〃		〃	西大谷	0.2			A	10	道路	400		崩壊土砂流出
14			〃	〃		〃	〃	0.05			B	10	〃	300		崩壊土砂流出
15			〃	〃		〃	〃	0.1			B	20	道路	200		崩壊土砂流出
													地区公民館	1		
16			大淀川	高崎川		蒲牟田	上迫	0.05			B	15	道路	200		崩壊土砂流出
17						後川内	越	0.05			B	11	〃	200		崩壊土砂流出
18						〃	入木	0.1			A	14				崩壊土砂流出
19			大淀川	湯ノ元川	血捨之木川 2	蒲牟田	南郷	2.4	0.81	6	C	13	道路	2050		53611501
20			〃	炭床川	入木 2	後川内	入木	900	0.21	6	C	35	道路	1450		53611003
													公民館	1		
													格納庫	1		

3-7 山地災害危険地区（崩壊土砂流出調査地区一覧）

調査番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間						崩壊土砂危険度	備考			
市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家5戸以下	公共施設（道路除く）		道路	火山	山腹	地すべり	地質の種別又は区分	転石の混入割合	発生源直下の溪床勾配	溪流延長		平均溪床勾配			点数計	補正加算点	総点数
																									m	点数						
361	1	水かん	無	無	B	2.10	一部概成	高原町	蒲牟田					2	a2	56	48	0	第1類	9	0	700	37	8	110	0	110	c1				
361	2	水かん	無	無	B	2.10	一部概成	高原町	蒲牟田	祓川			3	国	c2	56	40	0	第1類	5	27	1,400	37	16	141	0	141	a1				
361	3	水かん	無	無	B	3.24	一部概成	高原町	蒲牟田	祓川		7		国	b2	56	56	0	第1類	5	14	1,800	37	16	128	0	128	b1				
361	4	水かん	無	無	B	1.08	一部概成	高原町	広原				3	町	c2	56	56	0	第1類	5	27	600	37	16	141	0	141	a1				







4 危険物施設関係

4-1 危険物施設一覧

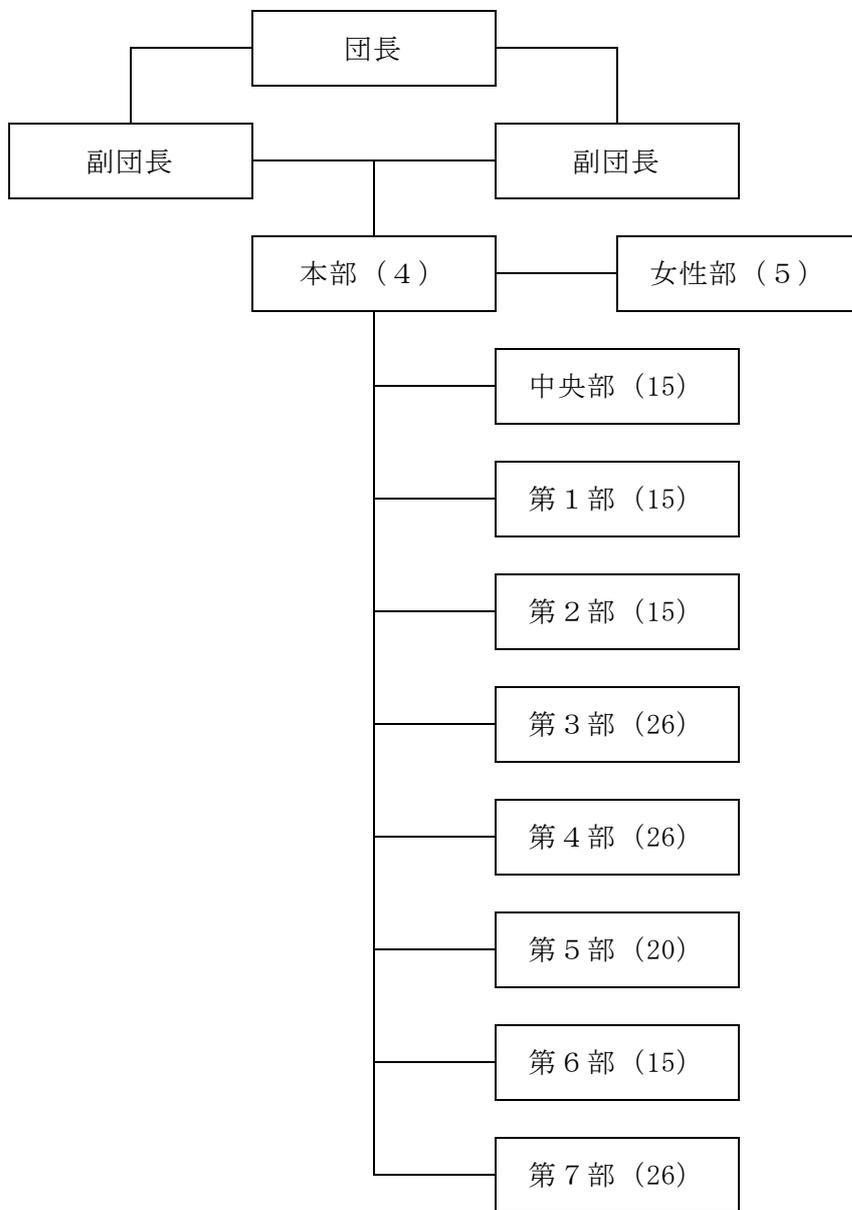
種別	施設の種類	設置者	
		名称	所在地
営業用	給油取扱所	有限会社古賀石油	高原町大字西麓569-4
営業用	給油取扱所	株式会社Misumi	高原町大字西麓425
営業用	給油取扱所	有限会社淀水燃料	高原町大字広原1467-4
営業用	給油取扱所	こばやし農業協同組合高原給油所	高原町大字西麓555-1
営業用	給油取扱所	こばやし農業協同組合出口給油所	高原町大字西麓3253
営業用	給油取扱所	有限会社黒木石油販売	高原町大字広原1067-2
営業用	給油取扱所	有限会社黒木石油販売後川内給油所	高原町大字後川内2669
営業用	給油取扱所	エム・アール石油高原給油所	高原町大字西麓1307

■危険物製造所等の施設数

区分	貯蔵所							取扱所				合計	
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所			一般取扱所		小計
								営業用	自家用	セルフ			
高原町		7		2	7	1	17	7	4		5	16	33

5 消防関係

5-1 消防団組織図



5-2 消防施設の状況

(1) 装備品

分類	種別	数量		備考
車両	消防ポンプ自動車	台数	8	
	資機材搭載車	台数	1	消防庁貸与車両
	指令車	台数	2	日本消防協会寄贈
ポンプ	可搬消防ポンプB-3	台数	5	
	可搬消防ポンプB-2	台数	1	
	防火衣一式	台数	26	
	背負式消火水囊	着数	25	
	手動式油圧カッター	個数	1	
	エンジンカッター	台数	1	
	チェンソー	台数	1	
	ストライカー	台数	1	
	発電機	台数	9	
	作業灯（投光器）	台数	9	
通信機器	MCA無線（移動系）	台数	31	車載（2） 携帯（29）

(2) 消防詰所・ポンプ等

部	詰所			車両				
	分類	所在地	所管	分類	ナンバー	初年度登録	車体番号	メーカー
高原町	—	—	—	指令車	宮崎 880 あ 4-09	平成 21 年 1 月 30 日	U72V-0403831	日産
	—	—	—	指令車	宮崎 800 す 55-75	令和 4 年 2 月 1 日	NT32-613969	日産
本部	—	西麓 899 番地	—	資機材搭載車	宮崎 800 さ 94-61	平成 22 年 9 月 15 日	NHS85-7002898	いすゞ
中央部	詰所	西麓 418 番地 5	後援会等	ポンプ自動車	宮崎 800 す 2-77	平成 24 年 3 月 30 日	NLS-85-7000507	いすゞ
第 1 部	詰所	西麓 25-2	後援会等	ポンプ自動車	宮崎 800 す 28-35	平成 28 年 12 月 21 日	NLS85-70001232	いすゞ
第 2 部	詰所	蒲牟田 730-4	後援会等	ポンプ自動車	宮崎 800 さ 86-07	平成 21 年 3 月 26 日	NLS85-7000208	いすゞ
第 3 部	詰所	広原 2061-3	後援会等	ポンプ自動車	宮崎 800 す 46-25	令和 2 年 3 月 30 日	NLS88-7000121	いすゞ
第 4 部	詰所	後川内 2670-6	高原町	ポンプ自動車	宮崎 800 さ 8-73	平成 11 年 12 月 20 日	XZU3710001041	日野
第 5 部	詰所	西麓 4646-4	後援会等	ポンプ自動車	宮崎 800 す 24-37	平成 28 年 3 月 17 日	NLS85-7001113	いすゞ
第 6 部	詰所	蒲牟田 2908	高原町	ポンプ自動車	宮崎 800 す 19-29	平成 27 年 3 月 26 日	XZU685-0003804	日野
第 7 部	詰所	蒲牟田 3993	高原町	ポンプ自動車	宮崎 800 さ 31-73	平成 14 年 1 月 16 日	FG52EC560086	三菱

6 水防関係

6-1 水防倉庫及び水防資器材備蓄状況

施設名称：高原町水防倉庫

備蓄資機材

資機材名	数量	単位
土のう袋	1,300	枚
ロープ	3	本
剣スコップ	12	本
角スコップ	1	本
掛矢	1	本
鉋	1	丁
鍬	9	丁
山鍬	7	本
斧	14	丁
鋸	13	台
鎌	1	丁
鉄線	20	本
ハンマー	3	個
つるはし	3	丁
かます	650	枚
鉄杭	12	本
シート	4	枚
折りたたみ机	3	台
折りたたみ椅子	12	脚
テント	3	張
お立ち台	1	台
チェンソー	2	台
水囊	740	枚
とび口	6	本

6-2 重要水防区域及び河川の危険と予想される箇所

対象区域及び対象箇所該当なし

6-3 主要交通途絶予想箇所

対象箇所該当なし

6-4 知事が水防警報を行う河川、対象区域及び発令の基準等

対象河川及び対象区域等該当なし

6-5 知事が水位情報を通知及び周知する水位情報周知河川に係る対象区域及び特別警戒水位等

対象河川及び対象区域等該当なし

7 通信関係

7-1 災害時防災行政無線広報（案）

（1）災害警戒本部設置

高原町役場〇〇よりお知らせします。

本日〇〇時、（大雨・洪水警報、台風〇号）にかかる災害警戒本部を役場〇〇内に設置しましたのでお知らせします。

災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害警戒本部まで連絡してください。

（2）災害対策本部設置

災害対策本部よりお知らせします。

〇〇日〇〇時に設置した災害警戒本部を、〇〇時に、災害対策本部に切り替えましたのでお知らせします。

災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害対策本部まで連絡してください。

（3）台風接近広報（案）

災害〇〇本部より台風情報をお知らせします。

台風〇〇号は、〇〇時現在、〇〇〇〇にあって、時速〇〇キロの速さで〇〇へ進んでいます。このまま進むと、高原町は〇〇時ごろから暴風域に入る見込です。

〇〇からの大雨で土砂災害や河川の増水が予想されます。災害の発生が心配される箇所にお住まいの方は、役場又は区長に指定避難所を確認の上、早めの避難を行うなど厳重な警戒をお願いします。

なお、災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害〇〇本部まで連絡してください。

(4) 高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、高原町災害〇〇本部です。

〇〇からの大雨により

- ①〇〇川の水位が上昇し、今後、家屋の浸水のおそれがあります。
- ②〇時間後ぐらいには道路冠水のおそれがあります。
- ③土砂災害の発生する危険性があります。

など

このため、(ただいま、) 〇〇時〇〇分に△△地区に対して高齢者等避難を出しました。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。(その際は、できるだけ隣近所の方へ一声掛けて避難してください。)

【注意事項】

- 1 []部分については、高齢者等避難を出すに至った情報(状況)を簡潔に伝達する。
- 2 ()内については、必要に応じ、適宜伝達する。
- 3 避難所については、事前に地区の区長等と選定した避難場所を伝達する。なお、水害の場合については、あらゆる情報から災害の規模を考慮し、二次避難場所を想定する。

(5) 避難指示の伝達文（例）

こちらは、高原町災害対策本部です。

〇〇からの大雨により

- ①〇〇川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。
- ②道路冠水が発生しており、今後床下浸水が始まるおそれがあります。
- ③土砂災害の発生する危険が更に高まってきました。

など

このため、(ただいま、) 〇〇時〇〇分に△△地区に対して避難指示を出しました。

避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

(なお、河川の増水に△△道△号線××付近は通行できません。□□の方へう回して避難してください。)

(その際は、できるだけ隣近所の方へ一声掛けて避難してください。)

【注意事項】

- 1 []部分については、避難指示を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達する。
- 2 ()内については、必要に応じ、適宜伝達する。
- 3 避難所については、事前に地区の区長等と選定した避難場所を伝達する。なお、水害の場合については、あらゆる情報から災害の規模を考慮し、二次避難場所を想定する。
- 4 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も併せて伝達する。

(6) 緊急安全確保の伝達文（例）

こちらは、高原町災害対策本部です。

〇〇からの大雨により

- ①〇〇川の水位が上昇し、今後、床上浸水に至るおそれがあります。
- ②〇〇川がはん濫し、道路が冠水し、今後更に被害が拡大すると思われます。
- ③近隣土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

など

このため、（ただいま、）〇〇時〇〇分に△△区（××地区）に対して緊急安全確保を出しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（なお、河川の増水に△△道△号線××付近は通行できません。□□の方へう回して避難してください。）

（その際は、できるだけ隣近所の方へ一声掛けて避難してください。）

【注意事項】

- 1 []部分については、緊急安全確保を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達する。
- 2 ()内については、必要に応じ、適宜伝達する。
- 3 指定避難所については、事前に地区の区長等と選定した避難場所を伝達する。なお、水害の場合については、あらゆる情報から災害の規模を考慮し、二次避難場所を想定する。
- 4 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も併せて伝達する。
- 5 具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。

8 医療関係

8-1 医療機関

(1) 町内医療機関

施設名	国民健康保険高原病院	医療法人豊寿会 川井田医院	ふきやま霧島東麓 クリニック	地域密着型特別養 護老人ホームはる かぜ診療
所在地	西麓871	西麓173-3	西麓上馬場849-3	西麓180-3
電話番号	0984-42-1022	0984-42-2000	0984-25-6010	0984-25-6001
標榜診療科目	内科、外科、呼吸 器外科、整形外 科、リハビリテー ション科、呼吸器 内科、循環器内科	内科、外科、リハ ビリテーション科	内科、アレルギー 科、小児科	内科

(2) 支援医療機関

施設名	所在地	電話番号	備考
なみき歯科医院	蒲牟田1096-7	0984-42-4600	歯科
高原あらたけ歯科クリニック	広原4955-7	0984-42-1123	歯科
益山歯科医院	西麓845	0984-42-4184	歯科、小児歯科

8-2 郡内薬局

名称	所在地	電話番号
たかはる薬局	西麓922番1	0984-25-6033
ハロー薬局高原店	西麓432-1	0984-25-6320
二葉薬局 高原	西麓427-1	0984-25-6011
むさし薬局	西麓173番地1	0984-42-5600

8-3 医薬品の調達先

業者名	所在地	電話番号	FAX番号	備考
(株)アトル小林支店	小林市堤3121-1	0984-22-4741	0984-22-4742	
九州東邦(株)小林営業所	小林市堤3097-2	0984-23-2828	0984-23-2866	
富田薬品(株)小林営業所	小林市細野390-1	0984-23-5400	0984-23-5146	
アステム(株)小林支店	小林市細野87-1	0984-23-5191	0984-23-7404	

8-4 血液製剤の調達先

施設名	所在地	電話番号	FAX番号	備考
宮崎県赤十字血液センター	宮崎市恒久885-1	0985-50-3100	0985-53-0747	

9 緊急輸送・建設関係

9-1 高原町ヘリポート一覧

名称	所在地	管理者	連絡先		その他
高原町立高原小学校グラウンド	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 340 番地	高原小学校長	(0984) 42-1008	高原小学校	区分 B
高原町立広原小学校グラウンド	宮崎県西諸県郡高原町大字広原 1472 番地	広原小学校長	(0984) 42-1025	広原小学校	区分 B
高原町立狭野小学校グラウンド	宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田 5543 番地	狭野小学校長	(0984) 42-1036	狭野小学校	区分 B
高原町立高原中学校グラウンド	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 709 番地 144	高原中学校長	(0984) 42-1057	高原中学校	区分 B
高原町立後川内中学校グラウンド	宮崎県西諸県郡高原町大字後川内 2651 番地	後川内中学校長	(0984) 42-1083	後川内中学校	区分 B
高原町総合運動公園多目的芝生広場	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓字立山 709 番 9 外	高原町長	(0984) 42-1484	教育総務課 (指定管理)	区分 B
高原町総合運動公園イベント広場	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓字立山 709 番 9 外	高原町長	(0984) 42-2112	総務課	区分 A
皇子原公園多目的芝生広場	宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田 3 番地 82	高原町長	(0984) 42-1484	教育総務課 (指定管理)	区分 B

※ 区分 A は、一般基準により活用可能、区分 B が消防、防災の緊急時のみ活用可能とする。

9-2 町現有車両

所 管	車両ナンバー	種 別	燃料費 種類	15年超	所管係	車種
総合政策課	宮崎580 ふ68-70	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		地域政策係	
	宮崎500 ほ26-06	小型乗用自動車	ガソリン	○	企画政策係	
総務課	宮崎33 な41-77	普通乗用自動車	ハイオク	○	財政係	
	宮崎200 さ7-55	普通乗合自動車 (マイクロバス)	軽油		財政係	
	宮崎59 せ74-85	小型乗用自動車	軽油	○	議会事務局より所 管替	
	宮崎500 も43-56	小型乗用自動車	ガソリン		財政係	
	宮崎580 か71-91	軽乗用自動車 (青色回転灯車)	ガソリン	○	財政係	スバルプレオ
	宮崎500 ぬ56-45	小型乗用自動車	ガソリン	○	財政係	
	宮崎501 と53-68	小型乗用自動車 (リース)	ガソリン		財政係	スズキスイフト
	宮崎480 す10-96	軽貨物自動車	ガソリン		財政係	
	宮崎500 ね79-38	小型乗用自動車	ガソリン	○	財政係	
	宮崎581 す34-65	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		財政係	スズキスペーシア
	宮崎581 す37-76	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		財政係	スズキアルト
	宮崎580 ひ58-79	軽乗用自動車	ガソリン		財政係	
	宮崎480 い63-68	軽貨物自動車	ガソリン	○	財政係	
(消防)	宮崎880 あ4-09	消防指令車	ガソリン		危機管理係	日産クリッパー
	宮崎800 す55-75	消防指令車	ガソリン		危機管理係	日産エクストレイル
	宮崎800 さ94-61	消防本部資機材車	軽油		危機管理係	消防庁貸与車両
	宮崎800 す2-77	消防中央部	軽油		危機管理係	
	宮崎800 す28-35	消防1部車	軽油		危機管理係	
	宮崎800 さ86-07	消防2部車	軽油		危機管理係	

所 管	車 輛 ナ ン バ ー	種 別	燃 料 費 種 類	15 年 超	所 管 係	車 種
(消防)	宮崎 800 すす 46-25	消防 3 部車	軽油	○	危機管理係	
	宮崎 800 さ 8-73	消防 4 部車	軽油	○	危機管理係	
	宮崎 800 す 24-37	消防 5 部車	軽油		危機管理係	
	宮崎 800 す 19-29	消防 6 部車	軽油		危機管理係	
	宮崎 800 さ 31-73	消防 7 部車	軽油	○	危機管理係	
税務課	宮崎 480 と 48-85	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		徴収係	ダイハツハイゼット バン (カーゴ)
	宮崎 581 す 61-03	軽乗用自家用 (リース)	ガソリン		徴収係	スズキアルト
	宮崎 480 た 41-93	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		固定資産係	
町民福祉課	宮崎 480 ち 89-23	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		環境保全係	
	宮崎 581 う 49-46	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		環境保全係	ダイハツミラ
	宮崎 400 せ 25-21	小型乗用自動車	軽油		環境保全係	ダンブ
	KX040-11381	油圧ショベル (0.2 m ³)	軽油		環境保全係	クボタ油圧ショベル
	高原町 は-65	ホイローダー	軽油		環境保全係	ホイローダー (タイヤショベル)
	CAT0312CVCAE02	油圧ショベル (0.4 m ³)	軽油		環境保全係	油圧ショベル (キャタピラー)
	宮崎 581 め 45-28	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		福祉係	スペーシア
	宮崎 200 は 1-81	普通乗合自動車 (福祉バス)	軽油		福祉係	
	宮崎 581 あ 70-31	軽乗用自家用車 (リース)	ガソリン		保険係	
ほほえみ館	宮崎 581 た 9-17	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		健康づくり推進係	
	宮崎 581 せ 3-13	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		健康づくり推進係	スペーシア
	宮崎 581 う 56-93	軽乗用自家用車 (リース)	ガソリン		健康づくり推進係	
	宮崎 581 こ 23-50	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		高齢者あんしん係	ワゴン R
	宮崎 580 に 64-27	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		高齢者あんしん係	ムーヴ

所 管	車輛ナンバー	種 別	燃料費 種類	15年超	所管係	車種
ほほえみ館	宮崎580 も31-56	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		介護保険係	
	宮崎580 も31-57	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		介護保険係	
	宮崎580 ふ68-71	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		高齢者あんしん係	ムーヴ
	宮崎581 そ94-52	軽乗用自動車 (リース)	ガソリン		高齢者あんしん係	ムーヴ
産業創生課	宮崎501 と80-16	小型乗用自動車 (リース)	ガソリン		産業観光係	ヴォクシー
農政林務課	宮崎480 て59-07	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		農政企画係	スズキエブリィ
	宮崎41 ぬ55-80	軽貨物自動車	ガソリン	○		
	宮崎480 く64-92	軽貨物自動車	ガソリン			
(農業委員会)	宮崎480 す62-14	軽貨物自動車	ガソリン			
農畜産振興課	宮崎480 く61-18	軽貨物自動車	ガソリン		農村整備係	
	宮崎480 つ94-22	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		畜産係	
	宮崎581 そ90-12	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		農産園芸係	ダイハツタフト
	宮崎480 て59-06	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		農産園芸係	スズキキャリィ
建設水道課	宮崎480 つ96-73	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		管理係	
	宮崎480 て451	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		管理係	
	宮崎480 え60-03	軽貨物自動車	ガソリン	○		
	宮崎480 せ15-10	軽貨物自動車	ガソリン			
	宮崎41 ぬ48-00	軽貨物自動車	ガソリン	○		
	高原町 ぬ380	原動機付自転車	ガソリン			
教育総務課	宮崎200 さ6-81	乗合自動車 (スクールバス)	軽油		学校教育係	
	宮崎100 す35-23	普通貨物自動車 (給食運搬車)	軽油		学校教育係	
	宮崎500 ほ18-15	小型乗用自動車 (青色回転灯車)	ガソリン	○	社会教育係	トヨタヴィッツ

所 管	車両ナンバー	種 別	燃料費 種類	15 年超	所管係	車種
教育総務課	宮崎 4 0 0 た 8 1 - 3 9	小型貨物自動車 (リース)	ガソリン		社会教育係	プロボックス
	宮崎 4 8 0 つ 2 6 - 0 8	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		社会教育係	
	宮崎 4 8 0 ち 3 - 3 4	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		文化財係	
	宮崎 4 8 0 と 5 6 - 2 3	軽貨物自動車 (リース)	ガソリン		文化財係	
	409761116	5 連リールモア	ガソリン			
	10341	ロータリーモア	ガソリン			
	10012	乗用スイーパー	ガソリン			
病院	宮崎 5 8 0 う 1 4 - 3 6	軽乗用自家用車	ガソリン	○	病院事務室	
	宮崎 8 8 0 あ 9 0 4	軽特殊自家用車	ガソリン		病院事務室	
	宮崎 5 0 1 と 7 5 - 1 6	普通乗用自家用 車	ガソリン		病院事務室	
	宮崎 5 8 1 こ 1 0 - 0 7	軽乗用自家用車 (リース)	ガソリン		病院事務室	
	宮崎 5 8 1 せ 9 6 - 4 1	軽乗用自家用車	ガソリン		病院事務室	スペーシア
	宮崎 8 0 0 さ 1 9 - 3 6	普通特殊自家用 車	ガソリン	○	病院事務室	
	宮崎 8 0 0 さ 1 4 3	救急車	ガソリン		病院事務室	

9 - 3 救援物資の集積場所

場所	電話番号	備考
旧高原中学校体育館	0984-42-2111	
町民体育館	0984-42-2111	

9-4 建設業者一覧

業者名	所在地	電話番号
(株)山本組	大字西麓 643	0984-42-1020
(株)大浦建設	大字西麓 1012-1	0984-42-1060
(株)高山建設	大字広原 152	0984-42-2601
(株)楠田興業	大字西麓 17-2	0984-42-4289
(株)弥永緑地建設	大字西麓 628-11	0984-42-1742
(株)エイコー建設 高原支店	大字広原 3846-3	0984-42-4141
(有)松野建設	大字西麓 1306-1	0984-42-1222
(有)岡元建設興業	大字広原 6187-4	0984-42-2292
(有)栢木建設	大字蒲牟田 5201	0984-42-0545
(有)黒木建設	大字西麓 3374-2	0984-42-3784
高原運送建設(有)	大字西麓 993	0984-42-1313
(有)野口工業	大字広原 4381-1	0984-42-2789
(有)福堂塗装	大字広原 4016-1	0984-42-2008

10-1 避難施設一覧

(1) 避難所選定に係る基本的な考え方

ア 評価

(ア) 対象施設

公共施設の評価台帳から公共施設を抽出し、全公共施設について施設適正、警戒区域等、耐震強度等から避難所としての適性を評価。

(イ) 施設適正

施設適正については、評価台帳から人が一定期間居住可能な施設であるかどうかについて評価。

(ウ) 警戒区域等（土砂災害）

土砂災害に係る警戒区域（土砂災害特別警戒区域（レッド）、土砂災害警戒区域（イエロー）、洪水）に指定されている区域内に立地しているかどうかを評価。

(エ) 警戒区域等（浸水）

指定河川及び水位周知河川に係る浸水について、浸水想定区域に指定されている区域内に立地しているかどうかを評価。

(オ) 警戒区域等（火山）

本町に影響を及ぼす火口として、新燃岳及び大幡池が噴火した際に溶岩流、火砕流、火災サージ（熱風等）が到達する可能性がある区域内に立地しているかどうかについて評価。また、地域防災計画または避難計画により火山に係る避難促進施設に指定されるかどうかについて評価。

(カ) 地震

1981年（昭和56年）6月1日に施行された、現行の新耐震基準制定以降に取得した公共施設であるかどうかを評価したものであるが、着工時期等を鑑み1982年（昭和57年）4月1日以降に取得された公共施設を良として評価。

(キ) その他

土砂災害警戒区域については、原則建物がその区域内に立地しているかで評価しているが、一部の公共施設についてはその敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれているケースもある。

地域防災計画において指定一般避難所を指定するにあたっては、警戒区域の範囲を確認し、建物に警戒区域がかかっていない場合でも、警戒区域の係る範囲や進入路等の確保等の観点からより安全に配慮するため、指定緊急避難場所への指定のみとしている。

※ 施設敷きに一部でも土砂災害警戒区域を含む避難所としての施設適性を持つ公共施設

- a 狭野小学校（施設の一部を含む）
- b 後川内小学校（敷地のみ）
- c 後川内中学校（プールの一部を含む）
- d 祓川神楽殿

イ 評価結果

アの評価結果により、下記のとおりそれぞれの施設を選定することとする。施設詳細については、別紙のとおり。

分類	施設数	最大収容世帯・人数
評価施設数	342	-
指定緊急避難場所	25	1,198名
指定一般避難所	18	911名
指定福祉避難所	4	25世帯

(2) 指定緊急避難場所

No	件名	所管	建物名称	施設 適正	避難所適正施設評価 (※)													階層	延床面積 (㎡)	総床面積 (㎡)	補正 係数	避難所算定 床面積 (㎡)	収容可能 人数	
					警戒区域等 (●: 区域内 ○: 区域外)							地震			緊急避難場所 適正	指定避難所 適正	福祉避難所 適正							
					土砂災害			浸水	火山			耐震												
					赤	黄	洪水		溶岩流	火砕流	サージ	避難促進 施設	耐震 基準	耐震 診断										耐震 改修
1	高原中学校	教育総務課	校舎 (普通教室棟)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	3	1,863.15	6,309.40	1/10	630.94	126
			校舎 (特別管理棟)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	3	3,469.05					
			校舎 (特別教室棟)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	3	977.20					
			室内運動場	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	2	2,830.00					
2	後川内中学校	教育総務課	校舎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	849.60	849.60	1/10	84.96	16
			屋内運動場	○	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	1	629.40					
			特別教室 (音楽室、理科室)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	230.00					
			特別教室 (技術室)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1	157.33					
3	高原小学校	教育総務課	校舎1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	954.24	2,757.74	1/10	275.77	55
			校舎2	○	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	944.24					
			管理棟・特別教室	○	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	859.26					
			屋内運動場	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	931.00					
4	広原小学校	教育総務課	校舎1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	765.21	1,159.13	1/10	115.91	23
			校舎2	○	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	324.80					
			特別活動室 (家庭科室)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1	69.12					
			屋内運動場	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1	808.40					
5	狭野小学校	教育総務課	校舎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	566.69	1,111.07	1/10	111.11	22
			管理棟	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	●	1	382.74					
			理科教室・普通教室	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	161.64					
			体育館	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1	808.40					
6	後川内小学校	教育総務課	校舎 (普通教室棟)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	548.32	1,211.58	1/10	121.16	24
			管理棟	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	543.66					
			校舎 (特別教室棟)	○	-	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	1	119.60					
			屋内運動場	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1	808.40					
7	総合保健福祉センターほほえみ館	総合保険福祉センターほほえみ館	総合保健福祉施設	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	2,189.00	2,189.00	1/5	437.80	87
			大研修ホール	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○				
8	高原町教育集会所	教育総務課	集会所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	228.00	228.00	1/3	76.00	15
9	北狭野神武ふるさと館	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	●	●	●	-	○	-	-	○	●	●	1	299.90	299.90	1/3	99.97	19
10	中平公民館	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	●	●	●	-	○	-	-	○	●	●	1	299.63	299.63	1/3	99.88	19
11	南狭野活性化センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	●	●	-	○	-	-	○	●	●	1	198.74	198.74	1/3	66.25	13
12	常盤台活性化センター	教育総務課	集会所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	171.47	171.47	1/3	57.16	11
13	出口農業構造改善センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	280.00	280.00	1/3	93.33	18
14	鹿児山農業構造改善センター	教育総務課	公民館1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	204.00	204.00	1/3	68.00	13
15	越農業構造改善センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	150.50	150.50	1/3	50.17	10
16	花堂むらおこしセンター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	●	●	-	○	-	-	○	●	●	1	311.40	311.40	1/3	103.80	20
17	蒲牟田活性化センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	297.82	297.82	1/3	99.27	19
18	湯之元集落センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	240.00	240.00	1/3	80.00	16
19	下広原構造改善センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	279.50	279.50	1/3	93.17	18
20	西広原活性化センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	225.50	225.50	1/3	75.17	15
21	上広原多目的活動施設	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	238.00	238.00	1/3	79.33	15
22	上後川内多目的活動施設 (農村公園)	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	236.00	236.00	1/3	78.67	15
23	下後川内多目的集会所	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	201.22	201.22	1/3	67.07	13
24	身障者共同作業所	総務課	作業所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	80.56	80.56	2/3	53.71	10
25	並木公民館	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	295.11	295.11	2/3	196.74	39

施設の対象については、公有財産から選出。公民館、観光施設等については、指定管理を行っている施設のみ抜粋。

※ 避難所適正施設評価の基準について

施設適正

施設適正については、避難可能な施設であるかどうか。

土砂災害

赤：土砂災害特別警戒区域（レッド）の範囲内に立地している施設かどうか。

黄：土砂災害警戒区域（イエロー）の範囲内に立地している施設かどうか。

洪水：土砂災害警戒区域の洪水対象範囲内に立地している施設かどうか。

浸水

指定河川、水位周知河川等において浸水想定区域内に立地している施設かどうか。

火山

溶岩流：溶岩流の到達範囲内に立地している施設かどうか。火砕流：火砕流の到達範囲内に立地してある施設かどうか。

サージ：火砕サージ（熱風等）の到達範囲内に立地している施設かどうか。

避難促進施設：地域防災計画または、避難計画によって避難促進施設に指定されている施設かどうか。

地震

耐震基準：1981年（昭和56年）6月1日に施行された現行の耐震基準施行後に建設された施設であるかどうか。

耐震診断：耐震診断を実施した施設であるかどうか。（新耐震基準施行後に建設された施設は、不要とみなすものとする。）耐震改修：耐震改修を実施した施設であるかどうか。

緊急避難場所適正

地域防災計画にて指定する、指定緊急避難場所として適正が認められる施設であるかどうか。（指定避難所としての適性を必ずしも併せ持つものではない。）

指定避難所適正

地域防災計画にて指定する、指定避難所として適正が認められる施設であるかどうか。（原則全ての評価において適性が認められる施設。）

福祉避難所適正

地域防災計画にて指定する、指定福祉避難所としてきせいが認められる施設であるかどうか。

（△については、ベッドや間仕切り等によりホール状の場所を仕切るなどの簡易的な施設整備により適正が一定程度確保できると思われる施設。）

(3) 指定一般避難所

No	件名	所管	建物名称	避難所適正施設評価(※)													階層	延床面積 (㎡)	総床面積 (㎡)	補正 係数	避難所算定 床面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)	
				施設 適正	警戒区域等(●:区域内○:区域外)				地震			緊急 避難 場所 適正	指定 避難 場所 適正	福祉 避難 場所 適正									
					土砂災害			浸水	火山						耐震								
					赤	黄	洪水		溶岩 流	火砕 流	サージ				避難 促進 施設	耐震 基準							耐震 診断
1	高原中学校	教育総務課	校舎(普通教室棟)	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	3	1,863.15	6,309.40	1/10	630.94	126	
			校舎(特別管理棟)	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	3	3,469.05					
			校舎(特別教室棟)	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	3	977.20					
			室内運動場	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	2	2,830.00					
2	高原小学校	教育総務課	校舎1	○	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	○	2	954.24	2,757.74	1/10	275.77	55	
			校舎2	○	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	944.24					
			管理棟・特別教室	○	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	859.26					
			屋内運動場	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	2	931.00					
3	広原小学校	教育総務課	校舎1	○	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2	765.21	1,159.13	1/10	115.91	23		
			校舎2	○	-	-	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	2					324.80	
			特別活動室(家庭科室)	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1					69.12	
			屋内運動場	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	1					808.40	
4	総合保健福祉センター ほほえみ館	総合保険福祉センター ほほえみ館	総合保健福祉施設	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	2,189.00	2,189.00	1/5	437.80	87		
			大研修ホール	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	2,226.42	228.00	4/5	182.40	36	
5	高原町教育集会所	教育総務課	集会所	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	228.00	228.00	1/3	76.00	15		
6	常盤台活性化センター	教育総務課	集会所	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	171.47	171.47	1/3	57.16	11		
7	出口農業構造改善センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	280.00	280.00	1/3	93.33	18		
8	鹿児山農業構造改善センター	教育総務課	公民館1	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	204.00	204.00	1/3	68.00	13		
9	越農業構造改善センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	150.50	150.50	1/3	50.17	10		
10	蒲牟田活性化センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	297.82	297.82	1/3	99.27	19		
11	湯之元集落センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	240.00	240.00	1/3	80.00	16		
12	下広原構造改善センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	279.50	279.50	1/3	93.17	18		
13	西広原活性化センター	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	225.50	225.50	1/3	75.17	15		
14	上広原多目的活動施設	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	238.00	238.00	1/3	79.33	15		
15	上後川内多目的活動施設 (農村公園)	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	236.00	236.00	1/3	78.67	15		
16	下後川内多目的集会施設	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	201.22	201.22	1/3	67.07	13		
17	身障者共同作業所	総務課	作業所	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	80.56	80.56	2/3	53.71	10		
18	並木公民館	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	295.11	295.11	2/3	196.74	39		
																				911			

施設の対象については、公有財産から選出。公民館、観光施設等については、指定管理を行っている施設のみ抜粋。

※ 避難所適正施設評価の基準について

- 施設適正 施設適正については、避難可能な施設であるかどうか。
- 土砂災害 赤：土砂災害特別警戒区域(レッド)の範囲内に立地している施設かどうか。
黄：土砂災害警戒区域(イエロー)の範囲内に立地している施設かどうか。
洪水：土砂
浸水：指定河川、水位周知河川等において浸水想定区域内に立地している施設かどうか。
- 火山 溶岩流：溶岩流の到達範囲内に立地している施設かどうか。火砕流：火砕流の到達範囲内に立地している施設かどうか。
サージ：火砕サージ(熱風等)の到達範囲内に立地している施設かどうか。
- 地震 避難促進施設：地域防災計画または、避難計画によって避難促進施設に指定されている施設かどうか。
耐震基準：1981年(昭和56年)6月1日に施行された現行の耐震基準施行後に建設された施設であるかどうか。
耐震診断：耐震診断を実施した施設であるかどうか。(新耐震基準施行後に建設された施設は、不要とみなすものとする。)耐震改修：耐震改修を実施した施設であるかどうか。
- 緊急避難場所適正 地域防災計画にて指定する、指定緊急避難場所として適正が認められる施設であるかどうか。(指定避難所としての適性を必ずしも併せ持つものではない。)
- 指定避難所適正 地域防災計画にて指定する、指定避難所として適正が認められる施設であるかどうか。(原則全ての評価において適性が認められる施設。)福祉避難所適正
地域防災計画にて指定する、指定福祉避難所として適性が認められる施設であるかどうか。
(△については、ベッドや間仕切り等によりホール状の場所を仕切るなどの簡易的な施設整備により適正が一定程度確保できると思われる施設。)

(4) 指定福祉避難所

No	件名	所管	建物名称	避難所適正施設評価 (※)													階層	延床面積 (㎡)	総床面積 (㎡)	補正係数	避難所算定床面積 (㎡)	収容可能世帯数	備考		
				施設適正	警戒区域等 (●: 区域内 ○: 区域外)							地震			緊急避難場所適正	指定避難所適正								福祉避難所適正	
					土砂災害			火山				耐震													
					赤	黄	洪水	浸水	溶岩流	火砕流	サージ	避難促進施設	耐震基準	耐震診断											耐震改修
6	総合保健福祉センターほほえみ館	総合保険福祉センターほほえみ館	総合保健福祉施設	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	2,189.00	2,189.00	1/5	437.80	3世帯	小会議室・福祉団体室・人材センター
			大研修ホール	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	2,226.42	228.00	4/5	182.40	2世帯	楽屋(会議室)各1世帯
7	高原町教育集会所	教育総務課	集会所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	△	1	228.00	228.00	1/3	76.00	3世帯	フロア2、和室各1世帯
20	身障者共同作業所	総務課	作業所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	80.56	80.56	2/3	53.71	4世帯	
21	並木公民館	教育総務課	公民館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	1	295.11	295.11	2/3	196.74	6世帯	

施設の対象については、公有財産から選出。公民館、観光施設等については、指定管理を行っている施設のみ抜粋。

※ 避難所適正施設評価の基準について

施設適正 施設適正については、避難可能な施設であるかどうか。

土砂災害 赤：土砂災害特別警戒区域（レッド）の範囲内に立地している施設かどうか。

黄：土砂災害警戒区域（イエロー）の範囲内に立地している施設かどうか。

洪水：土砂

浸水：指定河川、水位周知河川等において浸水想定区域内に立地している施設かどうか。

火山 溶岩流：溶岩流の到達範囲内に立地している施設かどうか。火砕流：火砕流の到達範囲内に立地している施設かどうか。

サージ：火砕サージ（熱風等）の到達範囲内に立地している施設かどうか。

避難促進施設：地域防災計画または、避難計画によって避難促進施設に指定されている施設かどうか。

地震 耐震基準：1981年（昭和56年）6月1日に施行された現行の耐震基準施行後に建設された施設であるかどうか。

耐震診断：耐震診断を実施した施設であるかどうか。（新耐震基準施行後に建設された施設は、不要とみなすものとする。）耐震改修：耐震改修を実施した施設であるかどうか。

緊急避難場所適正 地域防災計画にて指定する、指定緊急避難場所として適正が認められる施設であるかどうか。（指定避難所としての適性を必ずしも併せ持つものではない。）

指定避難所適正 地域防災計画にて指定する、指定避難所として適正が認められる施設であるかどうか。（原則全ての評価において適性が認められる施設。）福祉避難所適正

地域防災計画にて指定する、指定福祉避難所としてきせいが認められる施設であるかどうか。

（△については、ベッドや間仕切り等によりホール状の場所を仕切るなどの簡易的な施設整備により適正が一定程度確保できると思われる施設。）

(5) 民間施設における指定福祉避難所

事業所名	住所	連絡先	収容可能人数				施設 建築年	耐震性	協定	
			最小	16	最大	34			協定数	
峰寿園	広原 5051 番地 7	42-1336	1~3				平成 2 年	昭和 56 年 以降建築	有	
川井田医院	西麓 173 番地 3	42-2000	5~10				平成 8 年	昭和 56 年 以降建築	無	
やすらぎの家 喜楽	蒲牟田 1185 番地 218	47-5044	5~10				平成 25 年	昭和 56 年 以降建築	有	
地域密着型特別養護老人ホーム はるかぜ	西麓 180 番地 3	25-6001	1~3				平成 29 年	昭和 56 年 以降建築	無	
グループホーム ミュージズの空 高原	蒲牟田 7351 番地 2	42-1256	1~3				平成 12 年	昭和 56 年 以降建築	無	
石井記念神武の家	蒲牟田 1121 番地 5	42-2266	3~5				平成 28 年	昭和 56 年 以降建築	有	
合計	—	—	最小	16	最大	34	—	—	協定数	3

10-2 車中避難指定箇所一覧

施設名	住所	収容台数
高原町総合保健福祉センター ほほえみ館駐車場	高原町大字西麓 3 6 0 番地 1	約30台
高原町総合運動公園	高原町大字西麓字立山 7 0 9 番地 9 外	約40台

10-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	所在地	連絡先
1	出口保育園	高原町大字西麓 3313-4	42-0816
2	遍照幼稚園	高原町大字西麓 834	42-4242
3	光明こども園	高原町大字西麓 875-2	42-5510
4	狭野小学校	高原町大字蒲牟田 5543-1	42-1036
5	後川内小学校	高原町大字後川内 2666	42-1081
6	後川内中学校	高原町大字後川内 2651	42-1083
7	やすらぎの家 遊楽	高原町大字蒲牟田 3021-2	42-1678

11 保健衛生関係

11-1 飲料水供給施設

施設名	給水区域	水利種別	1日最大給水量 (m ³)
皇子	皇子	湧	29.2
水源地	水源地	湧	100.0

11-2 ごみ処理施設

焼却施設

事業主体名	処理方式	所在地 処理を委託している市町村
えびの市美化センター	焼却	宮崎県えびの市大字坂元 1040

11-3 し尿処理施設

事業主体名	処理能力 (kℓ/日)	所在地	構成市町村
小林野尻高原衛生事業事務組合 KNT クリーンセンター	88	小林市東方 1066-2	小林市、高原町

12 遺体収容場所・火葬関係

12-1 災害時の遺体収容予定場所

施設名	住所	電話番号	収容員数
高原町民体育館分館	大字西麓 338-2	0984-42-1484	約 300 人
身障者共同作業所	大字西麓 868-2	0984-42-2112	約 20 人

※収容人数：延べ床面積÷3（2桁以降切り捨て）

12-2 火葬場

名称	所在地	電話番号	一日火葬 可能数 体/日
		F A X 番号	
西諸広域葬祭センター	小林市東方1046-3	0982-22-4401	平時 11 有事 15

13 霧島山火山関係

13-1 霧島山火山の活動史

噴出物が確認できる、約 34 万年前の加久藤カルデラ形成以降の新期霧島山の活動の特徴について、火山地質図「霧島」解説（産業技術総合研究所, 2001）をもとに以下のとおりまとめた。

(1) 霧島山火山の形成について

ア 30 万年前から 10 数万年前の活動

この時代に、霧島山火山の北西麓～南西麓にかけて分布する噴出源不明の溶岩類や烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳や栗野岳南東の 1,046.9m の無名の山などの火山体が形成された。これらの火山体は、侵食が進んでいる。

噴出物の調査から、10 万年前ころにいくらかの活動休止期があったものと考えられる。



図 13-1-1 30 万年前から 10 数万年前の火山体

イ 10 万年前から 2 万 9,000 年前の活動

この時代の火山活動は霧島山火山のほぼ全域に分散して認められ、白鳥山、えびの岳、龍王岳、二子石、大浪池、夷守岳、大幡山などの火山体が形成された。

噴出物の調査から、6 万 5,000 年前～3 万 5,000 年前の霧島山火山は、爆発的な噴火を頻繁に繰り返していたと推定される。

(ア) 約 6 万年前に大浪池で規模の大きい噴火

イワオコシ軽石を噴出・大浪池の火砕丘が形成されたものと考えられる。

(イ) 5 万年前～3 万年前くらいの間、現在の夷守岳付近から数回のスコリアの噴出

(ウ) 約 3 万 8,000 年前頃、夷守岳の山体崩壊

(エ) 3 万 5,000 年前～2 万 9,000 年前頃厚い腐植層が存在することが多く比較的静穏な状態

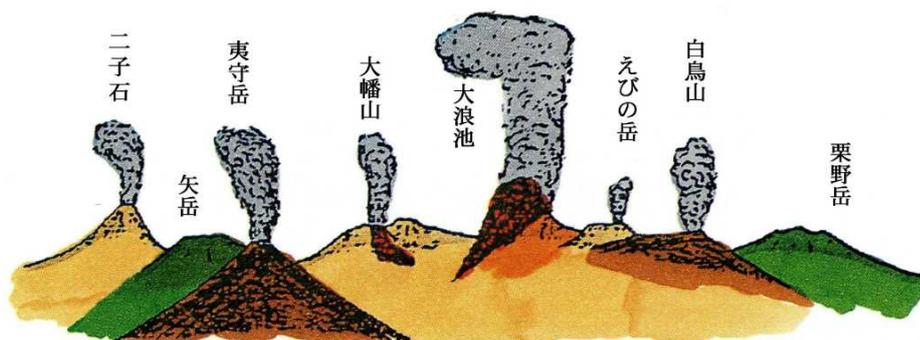


図 13-1-2 10 万年前から 2 万 9,000 年前の火山体

ウ 2万9,000年前から1万年前の活動

始良カルデラ由来の入戸火砕流噴出後、丸岡山、飯盛山、甕岳、韓国岳、新燃岳、中岳、高千穂峰などの小型の成層火山や白鳥山新期の溶岩流のほか、六観音御池などが形成された。これらは北西-南東方向に並ぶ傾向が著しく、霧島山火山全体の伸張方向を決定している。

- (ア) 約2万2,000年前に、甕岳から韓国岳スコリアを噴出
- (イ) この活動と前後して甕岳および新燃岳が形成
- (ウ) 約1万6,700年前には、韓国岳から小林軽石を噴出
- (エ) 約1万400年前頃には、新燃岳から瀬田尾軽石を噴出



図 13-1-3 2万9,000年前から1万年前の火山体

エ 1万年前以降の活動

瀬田尾軽石の噴出後、静穏期を経て、南東域で活動が始まった。高千穂峰、中岳、大幡山、御鉢などが形成され、新燃岳の爆発的な噴火とともに、不動池、硫黄山、大幡山（新期）および中岳山頂部の溶岩の噴出があった。

- (ア) 約7,600年前頃から高千穂峰で継続的に噴火が続き（牛のすね火山灰）、7,300年前に噴出した鬼界アカホヤ火山灰を挟むように分布
- (イ) 約4,600年前に御池でプリニー式噴火が発生

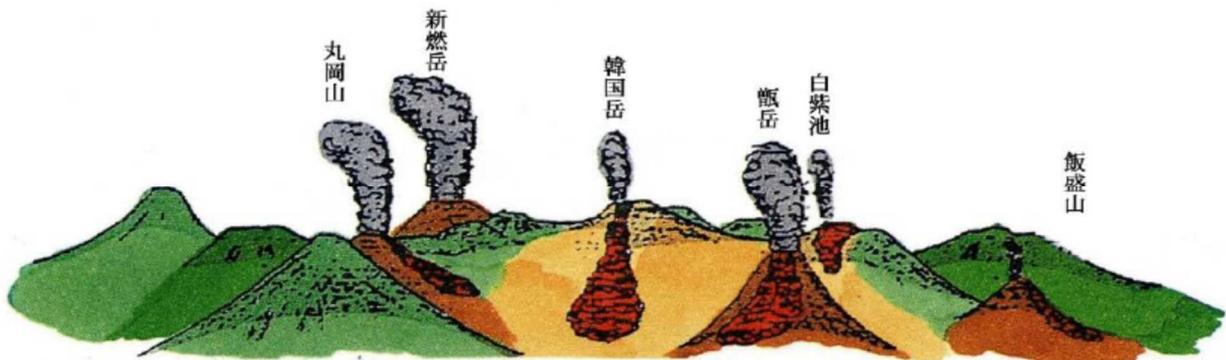


図 13-1-4 1万年前以降の火山体

(2) 霧島山火山の歴史時代の噴火

16世紀以前の記録には噴火地点の記録はないが、被害の範囲などから御鉢の噴火と考えられており、歴史時代の噴火のほとんどは新燃岳か御鉢で起こっているといえる。

1768年にはえびの高原から噴火がはじまり硫黄山が形成された。また、2011年1月下旬から新燃岳で噴火が発生し、現在も活動は継続している。主な被害記録が残っている噴火の一覧を下表に示す。

表 13-1-1 霧島山火山における歴史時代の噴火及び関連する事故・災害の記録

発生年	発生場所	火山活動の状況	被害状況等
788 (延暦7)年	御鉢	降下火砕物、溶岩流	霧島神宮焼失
1235 (文暦元)年	御鉢	降下火砕物、溶岩流、火砕流	神社寺院が焼失
1566 (永禄9)年	御鉢	降下火砕物	死者多数
1637~1638 (寛永14~15)年	御鉢 (推定)	降下火砕物	野火により寺院焼失
1706 (宝永2)年	御鉢	降下火砕物	神社等焼失
1716~1717 (享保元~2)年	新燃岳	降下火砕物、火砕流、泥流	死傷者5名。神社・仏閣焼失、家屋焼失、田畑埋没、農作物・家畜に被害
1768 (明和5)年	硫黄山	降下火砕物	降灰により田畑に影響
1895 (明治28)年	御鉢	降下火砕物	噴石による死者4名、家屋22棟で火災発生
1896 (明治29)年	御鉢	降下火砕物	噴石より登山者1名死亡、負傷者1名
1900 (明治33)年	御鉢	降下火砕物	爆発的噴火に遭遇し、死者2名、負傷者3名
1923 (大正12)年	御鉢	降下火砕物	登山者死者1名
1959 (昭和34)年	新燃岳	降下火砕物	警察無線中継所被災、森林、耕地、農作物等に被害
1971 (昭和46)年	手洗温泉	小規模な水蒸気爆発	噴気孔が土砂で埋まったため
1989 (平成元)年	新湯	火山ガス	温泉で死亡2名
2011 (平成23)年	新燃岳	降下火砕物	空振による窓ガラス破損、車のサンルーフ等破損、太陽熱温水器や太陽電池パネルが破損、森林、農作物等に被害
2018 (平成30)年	新燃岳	降下火砕物	農作物等に被害
	硫黄山	火山噴出物(泥水)	農作物等に被害

※降下火砕物：噴火に伴い火口から噴出する火山灰や噴石のことをいう。

ア 御鉢火山の噴火

御鉢には多くの噴火記録があり、大規模なスコリア噴火が、西暦 788 年と 1235 年の 2 度発生している。788 年の噴火では降下火砕物火や溶岩を噴出し、高千穂河原にあった霧島神宮はこの噴火により焼失した。1235 年の噴火は、御鉢では最大規模の噴火であり、降下火砕物や溶岩を噴出し、火砕流が発生した。

また、明治 13 年から大正 12 年にかけての約 43 年間に噴火を繰り返し、火口から数 km の範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、大きいもので長径が 2 m を越すものもあり、現在でも登山道で見ることができる。

なお、大正 12 年以降現在までは活動の記録はない。

イ 新燃岳の噴火

新燃岳の記録に残る最古の噴火は 1716 年に発生した享保噴火であり、主要地方道小林えびの高原牧園線に達するような火砕流を流出し、東側に大量の火山灰を降下させた。また、噴火後の降雨によって土石流が発生している。

最近では、1959 年（昭和 34 年）、2011 年（平成 23 年）、2017 年（平成 29 年）、2018 年（平成 30 年）に噴火し、周辺の農作物に大きな被害を出した。

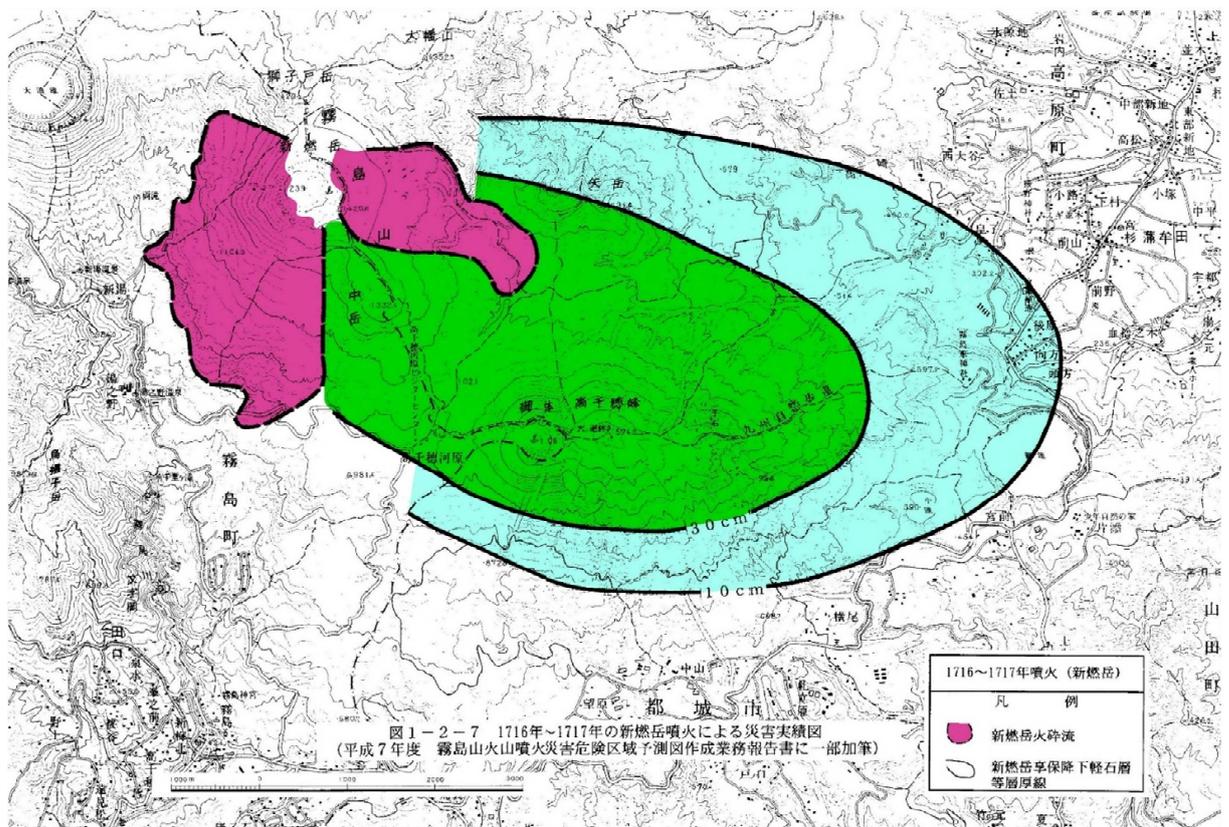


図 13-1 1716~1717 年の新燃岳噴火による災害実績図

(平成 7 年度 霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書に一部加筆)

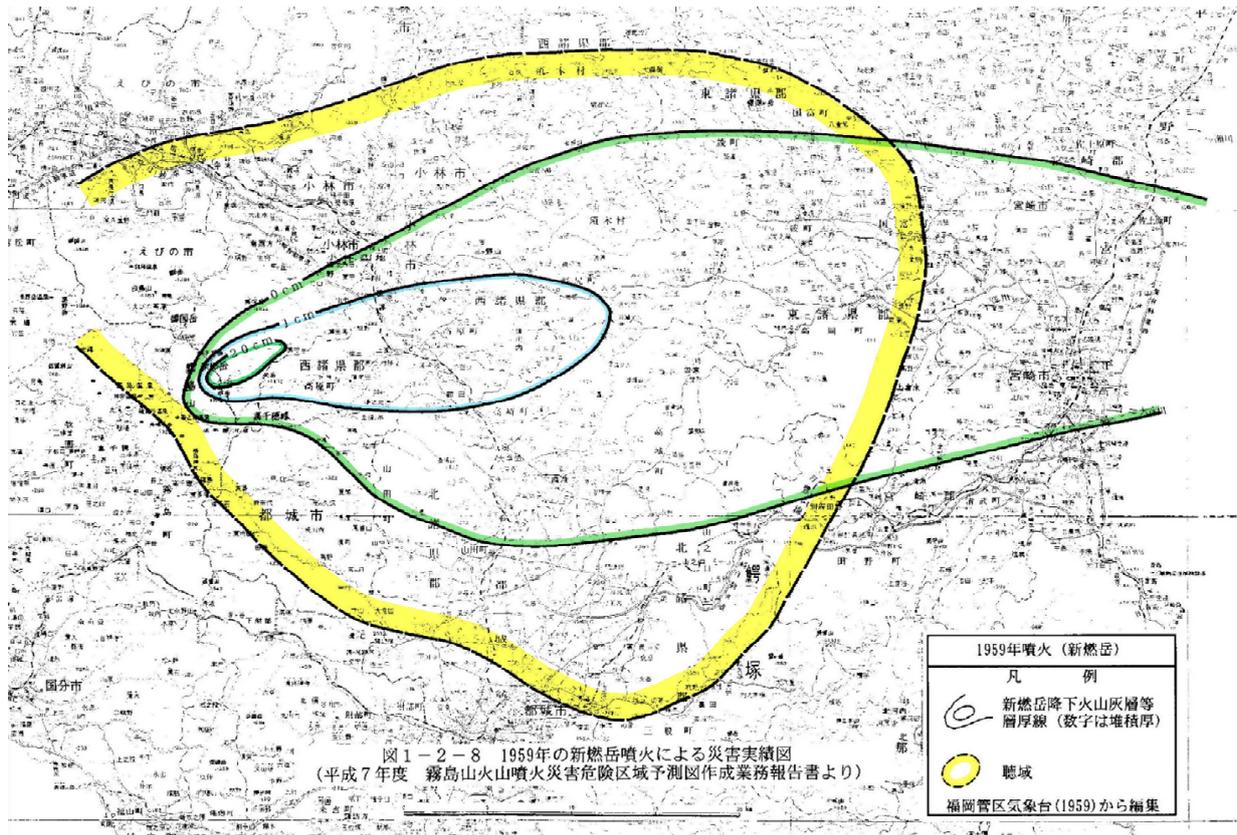
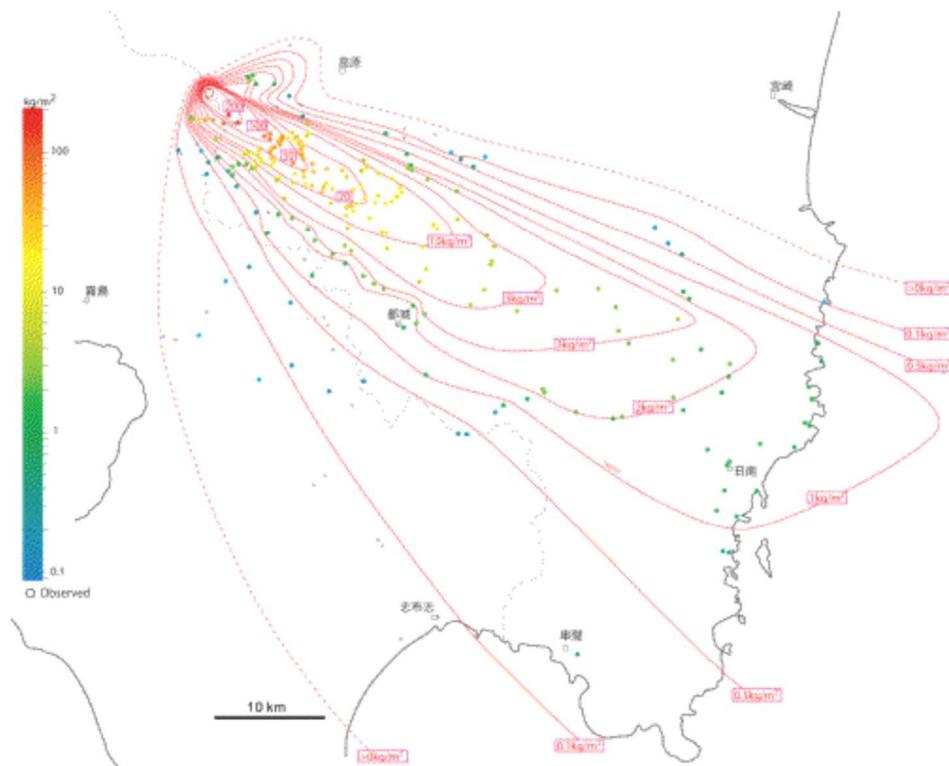


図 13-1-5 1959 年の新燃岳噴火による災害実績図
(平成7年度 霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書より)

・ 2011 年 1 月 26-27 日噴火の降灰分布



新燃岳1月26-27日噴火の火砕物分布（産業技術総合研究所・他，2011）。

図 13-1-6 2011 年の新燃岳噴火による災害実績図

ウ 硫黄山の噴火

硫黄山は 16～17 世紀の噴火で誕生した火山である。1768 年には硫黄山東火口で、水蒸気噴火が発生し、古記録では、長さ 220m、幅 90m の地形変化が生じたと記載されている。2018 年（平成 30 年）にはごく小規模な噴火が発生している。

13-2 噴火前兆現象

(1) 霧島山火山で記録された噴火前兆現象

ア 1913 年噴火

1913 年の噴火の記録には、噴火前兆現象(前駆地震)の記載がある。以下にこの噴火前の地震の状況をまとめる。

[1913 年(大正 2 年)11 月 8 日噴火の前兆現象]

- ・大正 2 年 5 月 19 日午前 4 時 20 分：宮崎県西諸県郡加久藤村(現えびの市)で地震を感知
- ・同年 9 月 1 日までに加久藤真幸で 175 回の地震
- ・同年 10 月 17 日～19 日：3 日間に 3 回の強震が発生
- ・同年 11 月 8 日 午後 11 時：霧島山火山(御鉢)で噴火

この記録から噴火の前兆現象のモードは以下のように想定できる。

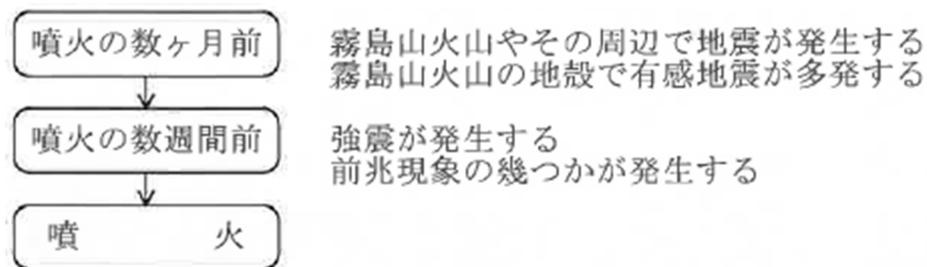


図13-2-1 噴火の前兆現象発生経過

イ 2011 年新燃岳噴火（大規模噴火/準プリニー式噴火）

2008 年 8 月の小規模な水蒸気噴火から 2011 年 1 月の大規模噴火（準プリニー式噴火）までの約 2 年半の新燃岳の火山活動に関連して、下表に示す現象が観測された。準プリニー式噴火に至る火山活動の経過を要約すると下記のとおりである。

- ・約 1 年前から霧島山の地盤の緩やかな膨張と新燃岳地下浅部の地震活動の高まり
- ・約 10 ヶ月～6 ヶ月前にごく小規模～小規模な水蒸気噴火が複数回発生
- ・1 週間前に小規模なマグマ水蒸気噴火が発生
- ・1 月 26 日午前小規模噴火が始まり、午後に準プリニー式噴火へ発展

表 13-2-1 2008 年 8 月～2011 年 1 月の新燃岳の火山活動と噴火警戒レベル

年月日	噴火活動	地震活動・地殻変動の状況	噴火警戒レベル
2008 年 8 月 22 日	小規模な水蒸気噴火発生	8 月 19 日、新燃岳火口直下浅部を震源とするやや高周波の火山性地震が増加	レベル 1 から 2 へ引き上げ (2008 年 10 月 29 日 レベル 1 に引き下げ)
2009 年 12 月中旬以降		新燃岳直下浅部を震源とする火山性地震がごくわずか増加。GPS 観測で新燃岳北西数 km を中心とする膨張が観測され始める。	レベル 1 継続
2010 年 3 月 30 日 2010 年 4 月 17 日	ごく小規模な水蒸気噴火発生	3 月 30 日の噴火後、火口直下浅部の地震活動はやや活発化した。	レベル 1 から 2 へ引き上げ (4 月 16 日レベル 1 へ引き下げ)
2010 年 5 月 6 日		火山性地震を 286 回観測。	レベル 1 から 2 へ引き上げ
2010 年 5 月 27 日 2010 年 6 月 27 日 2010 年 6 月 28 日 2010 年 7 月 5 日 2010 年 7 月 10 日	ごく小～小規模水蒸気噴火発生	噴火発生前に地震が急増することはない、噴火後に地震が増加する傾向がみられた。 —2011 年 1 月まで地盤の膨張とやや活発な地震活動が継続—	レベル 2 を継続
2011 年 1 月 19 日	小規模なマグマ水蒸気噴火発生	1 月 18 日に新燃岳直下の膨張と考えられるごくわずかな傾斜変動がみられた	
2011 年 1 月 26 日 1 時 19 分	小規模噴火		
2011 年 1 月 26 日 14 時 49 分	準プリニー式噴火開始。準プリニー式噴火は 2 日間継続、1 月 27 日頃から火口内に溶岩が噴出。	噴火前に地震の増加はなかった数時間前のごくわずかな傾斜変動が見られた。準プリニー式噴火と溶岩噴出に対応して地盤が収縮。	1 月 26 日 18 時に 2 から 3 へ引き上げ

ウ 2018年新燃岳噴火

2017年10月の小規模な噴火から2018年3月のマグマ噴火までの約半年の新燃岳の火山活動に関連して、下記に示す現象が観測された。

<ul style="list-style-type: none"> ・2017年7月頃から、霧島山の地盤の緩やかな膨張と新燃岳地下浅部の地震活動の高まり ・2017年10月11日に火口の東側から小規模な噴火が発生し、同月17日まで断続的に噴火が継続 ・2018年3月1日に噴火が再開 ・2018年3月6日に火口内に溶岩の流出が確認
--

表 13-2-2 2017年10月～2018年6月の新燃岳の火山活動と噴火警戒レベル

年月日	噴火活動	地震活動・地殻変動の状況	噴火警戒レベル
2017年10月5日		新燃岳地下浅部の地震活動の高まり	レベル1から2へ引き上げ
2017年10月11日	小規模噴火		レベル2から3へ引き上げ (2018年6月28日レベル2に引き下げ)
2018年3月1日	小規模噴火		
2018年3月6日	爆発的噴火		
2018年3月10日		新燃岳方向が隆起する傾斜変動	
2018年4月5日	爆発的噴火		
2018年6月22日	爆発的噴火		

エ 2018年硫黄山噴火

2018年4月のごく小規模な噴火が発生するまでの硫黄山の火山活動に関連して、下記の現象が観測された。

<ul style="list-style-type: none"> ・2014年頃から硫黄山周辺で火山性地震の増減が繰り返し発生 ・2015年12月頃から硫黄山で噴気や地熱域が確認される ・2018年4月19日に硫黄山の南側でごく小規模な噴火が発生。同月26日には硫黄山の西側500m付近でごく小規模な噴火が発生
--

表 13-2-3 2018年2月～2018年4月の硫黄山の火山活動と噴火警戒レベル

年月日	噴火活動	地震活動・地殻変動の状況	噴火警戒レベル
2018年2月20日			レベル1から2へ引き上げ
2018年4月19日	ごく小規模噴火		レベル2から3へ引き上げ (5月1日レベル2に引き下げ)
2018年4月26日	硫黄山西側約500mの噴気孔でごく小規模噴火		

オ 噴火に至るまでの典型的な前兆の例（新燃岳）

過去の新燃岳の噴火をもとに推定されている噴火に至るまでの典型的な活動の推移を下図 13 に示す。

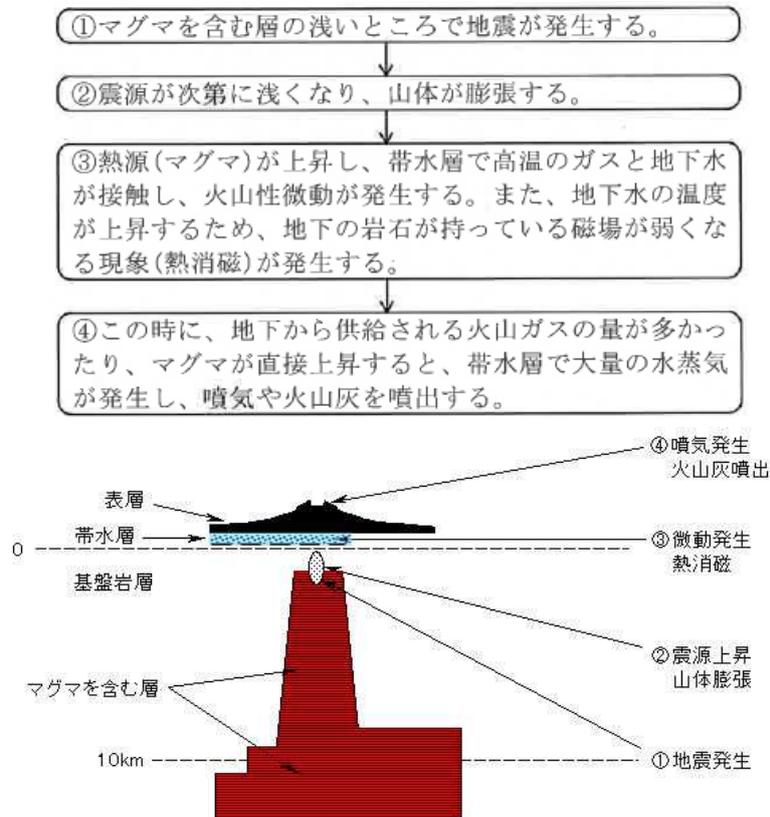


図 13-2-2 新燃岳の地下構造と噴火に至るまでの活動の推移(鍵山による)
(ただし、これらの前兆現象が現れないこともある)

(2) 霧島山以外の火山で発生した噴火の前兆現象

以下の現象は霧島山火山以外の火山で規模の大きい噴火が発生したときに見られたものである。霧島山でも他火山と同様に地下のマグマが上昇し、噴火に至る経過をたどるので同様の前兆が発生し、発見される可能性がある。

- | |
|---|
| <p>① 地下水量・井戸水の変化
井戸水の水位が急に増減する。ところによっては、湧水の現れるところもある。また、井戸水の水温上昇も起こる。</p> <p>② 温泉の変化
新しい温泉が湧き出したり、既存の湧出量・温度・色・においが変化する。</p> <p>③ 噴気孔の変化
新しい噴気、噴気孔の拡大、噴気量・温度・色・においが変化する。</p> <p>④ 地温の異常上昇
大きな噴火の前に土地の温度が高まり、草木が立ち枯れることもある。</p> <p>⑤ 川水の変色
川の水が変色、にごりがみられたり、異臭、魚介類の死滅等の現象がみられる。</p> <p>⑥ 動物の異常挙動
地温の上昇、地震動、火山ガスの臭い等に反応して動物が日常と違う挙動をしたり、ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。</p> <p>⑦ 地鳴り
大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。</p> |
|---|

13-3 噴火警戒レベル

(1) 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル判定基準（平成30年3月29日現在）

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃岳のマグマだまり(えびの岳付近)の体積が2011年噴火前の増加量の3倍程度以上に増加している時に火口全体から噴出する大きく高温の噴煙柱が5,000mを超える噴火が発生・継続し、傾斜計では沈降の傾向が見られず、さらに噴火の規模の増大、継続の可能性がある場合 ・山体直下を震源とする体を感じる地震が多発(10回以上/1時間)し、急激な地盤変動(浅部へのマグマ貫入:顕著な隆起、$10\mu\text{rad}$以上/1時間)が発生した場合 ・火砕流が火口から3kmを超えて流下し、居住地域へ切迫すると判断した場合 ・溶岩流が火口から3kmを超えて流下し、居住地域へ切迫すると判断した場合 	<p>噴火活動、地震活動、傾斜変動の活動低下が明らかに認められた場合には、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の検討結果も踏まえながら判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃岳のマグマだまり(えびの岳付近)の体積が2011年噴火前の増加量の3倍程度以上に増加している時に下記の現象が認められた場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火口全体から噴出する連続噴火が発生し、大きく高温の噴煙柱が3,000mを超え上昇(噴出量がさらに増加)した場合 ➢ 新燃岳南西観測点の1分間平均振幅で$100\mu\text{m/s}$が2分以上継続するとともに周辺の空振計で10Pa以上の空振を観測した場合(天候不良時) ➢ 体を感じる地震を含む火山性地震の急激な増加が認められる場合 ・火口から2kmを超えて火砕流が流下した場合 ・溶岩流が発生し、居住地域付近に到達する可能性が高い場合 	<p>観測データに活動低下が認められた場合には、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の検討結果も踏まえながら判断する。</p>
3	<p>【火口から概ね2kmを超え4kmまで影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島山を挟むGNSSの基線の伸びが認められている時に下記のいずれかの現象が認められた場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ レベル2の噴火の火山灰に新鮮なマグマ性物質が数パーセント以上含まれている場合や噴煙の温度が顕著に高くなった場合 ➢ 1日あたりの二酸化硫黄の放出量が急増した場合 ➢ 新燃岳付近で低周波地震の多発(10回以上/1時間又は30回以上/24時間) ➢ 急速な傾斜変化(噴火中での変化:高干穂河原等の傾斜計で$1\mu\text{rad}$以上)が継続中である場合、又は周辺の傾斜計で急速にマグマだまりの収縮を示す変化が生じている場合 ➢ 短期間(数時間から数日)に傾斜変化とともに火山性地震の増加(100回以上/24時間) <p>【火口から概ね2kmを超え4kmまで影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続的噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上3,000m以上となる場合 ・噴煙の中に軽石が多量に含まれている場合 ・大きな噴石が飛散(火口から概ね2kmから4km) ・噴火により、空振計で90Pa以上を観測 ・火砕流が2km程度流下した場合、又は流下距離が次第に大きくなり2kmを超える可能性があるとして判断した場合 <p>レベル3における警戒が必要な範囲は新燃岳火口から概ね3km以内を原則とするが、火山活動の状況によっては概ね4km以内まで拡大することがある。</p>	<p>当該レベルの現象が概ね1ヶ月見られなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、火山活動を評価しレベル2への引き下げを判断する。</p> <p>なお、警戒が必要な範囲を新燃岳火口から概ね4km以内としている際は、観測データに活動低下が認められ、大きな噴石が3kmを超えて飛散する可能性が低くなった場合には、警戒が必要な範囲を新燃岳火口から概ね3km以内に縮小する。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p><火山性地震の増加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年以上噴火がない場合(300回以上/10日間又は100回以上/24時間又は20回以上/1時間) ・2年以内に噴火が発生した場合、又はGNSSで新燃岳を挟む基線又は霧島山を挟む基線で伸びが見られた場合(100回以上/10日間又は20回以上/24時間又は10回以上/1時間) ・上記の基準に達しない程度の火山性地震の増加が見られる中で、次のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 二酸化硫黄放出量の増加 ➢ 明瞭な噴気量の増加 ➢ 熱異常域の高温化が見られた場合 <p><傾斜変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍の傾斜計(新燃岳北東や高干穂河原や湯之野)で、短時間に山体膨張を示す傾斜変化($0.1\mu\text{rad}$以上)が見られた場合 <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごく小規模～小規模な噴火が発生(大きな噴石飛散、火砕流等が火口から2km以内にとどまる程度) ・顕著な火山性微動の発生(新燃岳南西水平動の最大振幅が$50\mu\text{m/s}$以上の微動が発生し、空振を観測した場合(新燃西観測点の場合は$30\mu\text{m/s}$以上)) 	<p>当該レベルに引き上げる現象が概ね2ヶ月見られなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、火山活動を評価しレベル1への引き下げを判断する。</p> <p>なお、24時間や1時間の地震回数のみでレベル2へ引き上げた場合は、当該レベルの現象が概ね1ヶ月間見られなくなればレベル1に引き下げる。</p> <p>山体斜面から噴火の可能性が低いと認められた場合には、警戒が必要な範囲を火口中心から1kmに縮小する。</p>
	<p>・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。</p> <p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がる時と同様)。</p> <p>・レベル5からレベルを下げる場合には、レベル4ではなくレベル3に下げるものとする。</p> <p>・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を公表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。</p> <p>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後、随時見直しをしていくこととする。</p>	



監視カメラ(種子石)

霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 観測事例なし ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 過去事例 観測事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 享保噴火(1716~1717年)の事例 1717年2月：火砕流が火口から約3kmまで流下
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 2008~2011年噴火の事例 2011年1月19日：霧島山を挟むGNSSの基線が伸びている中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火の発生 ●噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 2008~2011年噴火の事例 2011年2月1日：大きな噴石が火口から約3.2kmまで飛散 警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 過去事例 2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日：火山性地震の増加 ●小規模な噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 2008~2011年噴火の事例 2010年7月10日：火砕サーージが約300m流下 警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の噴出の可能性あり。

注)ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

- 各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。
- 最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(2) 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル判定基準（平成31年3月13日現在）

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫または発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口中心から2.5km を超え大きな噴石飛散 ・火砕流、溶岩流が居住地域に切迫または到達 	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の拡大傾向 <ul style="list-style-type: none"> ➢火口中心から2.5km 付近に大きな噴石飛散 ➢居住地域近くまで火砕流、溶岩流が到達 ・山体内で規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 	当該レベル引き上げの各判定基準を下回った場合、活動状況に応じて速やかに警戒範囲を火口中心から2km に縮小する。
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の拡大傾向 <ul style="list-style-type: none"> ➢噴出物に新鮮なマグマ物質が多く含まれる ➢二酸化硫黄放出量の急激な増加 ・大きな火山性微動（レベル2の基準よりも規模大あるいは継続時間が長い） ・火山性地震の急増（レベル2の基準よりも回数多） ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル2よりも規模大を示す地殻変動） ・火山性地震の増加及び地殻変動を伴った場合に高千穂河原観測点の空振計で60Pa 以上を観測 	<p>その後、約1ヶ月間、各種観測データに低下傾向がみられればレベル引き下げを検討する。</p> <p>いずれの場合も必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する。</p>
2	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口中心から1km を超え2.5km 以内に大きな噴石飛散 ・天候不良等により火口が見えない場合、高千穂河原観測点の空振計で150Pa 以上を観測 <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口直下を震源とする火山性地震の増加 <ul style="list-style-type: none"> ➢50 回以上/任意の24 時間 ・火山性微動の増加または規模増大 <ul style="list-style-type: none"> ➢最大振幅（高千穂峰2 上下動）250μm/s 以上 ➢最大振幅（高千穂峰2 上下動）50μm/s 以上かつ継続時間10 分以上 ➢継続時間の積算20 分以上/3日 <p>上記の基準には達しない程度の地震や微動が発生または山麓付近で地震が多発し、かつ火口内及び火口周辺で以下のいずれかの現象があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴気活動の高まり ・熱活動の高まり ・二酸化硫黄放出量の増加 ・山体浅部の膨張を示す地殻変動（傾斜計、GNSS、干渉SAR解析） <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口中心から1km 以内に大きな噴石飛散 ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火 	<p>当該レベルの現象が概ね1ヶ月みられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、レベル引き下げを判断する。また、地殻変動を伴わない火山性地震や火山性微動の短期間の増加のみでレベルを引き上げた場合は、活動状況を監視した上でレベル引き下げを判断する。</p> <p>ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に引き下げた後に、地震回数等が増加傾向に転じた場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2へ戻す。</p>

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- ・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。—



平成19年12月1日運用開始

霧島山(御鉢)の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 1235年の事例 1月25日：火砕流が火口から約3kmまで到達 ●溶岩流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 1235年1月25日：溶岩流が火口から約5kmまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火砕流が火口から概ね2.5km以内に到達する可能性。 過去事例 明確な記録なし ●火口から概ね2.5km以内に噴石飛散。 過去事例 1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散 1895年10月：約2kmまで噴石飛散
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 1923年7月：噴火 1896年3月：噴火 ●小噴火の発生が予想される。 過去事例 2003年12月：火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月：黒煙噴出
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

(3) 霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警戒レベル判定基準（令和2年6月26日現在）

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火砕流、溶岩流等が居住地域に切迫 等 <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火砕流、溶岩流等が居住地域に到達 等 	<p>各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる噴火の拡大傾向（火口から概ね3km を超えて火砕流、溶岩流等が到達） ・硫黄山およびその周辺で規模の大きな地震（体を感じる程度）が多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 	
3	<p>【火口から概ね1km を超え4km まで影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p><噴火の拡大傾向></p> <p>噴火が継続している中で火口から概ね1km を超えて大きな噴石の飛散が予想される。</p> <p><浅部熱水だまりの大規模な膨張もしくはマグマの浅部への上昇></p> <p>硫黄山及びその周辺の浅部の膨張を示す大きな地殻変動もしくは地表面温度の著しい高まり（火映や赤熱の出現等）がみられ、かつ、次のいずれかの現象が観測される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄山およびその周辺の火山性地震の増加 ・硫黄山およびその周辺の火山性微動の規模増大 <p>【火口から概ね1km を超え4km まで影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>火口から概ね1km を超えて大きな噴石が飛散、火砕流、溶岩流等の発生</p> <p>警戒が必要な範囲は火山活動の状況に応じて火口から概ね2km以内、または火口から概ね4km以内とする。</p>	<p>レベル3相当の噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象が見られなくなった場合。</p> <p>レベル3相当の噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね1km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>以下のAとBのいずれかを満たす場合</p> <p>A. 次の2項目のうちいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄山付近の火山性地震の増加（地震回数が100 回以上/24 時間） ・硫黄山付近の火山性微動の発生（韓国岳北東観測点で振幅4μm/s 以上） <p>B. 次の4項目のうちいずれか二つ以上の項目が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄山及びその周辺の浅部の膨張を示す地殻変動 ・地熱域の明瞭な拡大もしくは噴気活動の明瞭な活発化 ・硫黄山付近の火山性地震の増加（地震回数が80 回以上/24 時間） ・硫黄山付近の火山性微動の発生（韓国岳北東観測点で振幅4μm/s 未満） <p>【火口周辺（火口から概ね1km 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口周辺に噴石が飛散、または降灰する程度のごく小規模な噴火 	<p>火山性地震の増加、火山性微動の発生、硫黄山及びその周辺の膨張を示す地殻変動、地熱域・噴気域の明瞭な拡大傾向が全て認められなくなってからレベル引下げを判断する。</p> <p>ただし、継続時間数分程度の傾斜変動や火山性微動の発生、1～2日程度の地震増加など、比較的短期間で収束するような現象のみでレベルを引き上げた場合には、概ね2週間程度他の観測データに変化が無いことを確認した上でレベルを引き下げる。</p>

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
- ・レベル判定の際には、二酸化硫黄ガスの放出量、低周波地震の増加、地下浅部の温度上昇を示す全磁力変化、高温の火山ガスの関与による噴気・湧水の化学組成の変化についても参考にする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- ・レベル5からレベルを下げる場合には、レベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後、随時見直しをしていくこととする。

霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	（キーワード） レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫している。 過去事例 なし
			4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 過去事例 なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね1kmを超え概ね4km以内に影響を及ぼす（大きな噴石の飛散、火砕流、溶岩流の流下）噴火の発生が予想される。 ●噴火が発生し、火口から概ね1kmを超え概ね4km以内に大きな噴石が飛散、あるいは火砕流、溶岩流が流下。 過去事例 9,000年前：不動池溶岩が約4km流下 16～17世紀：大きな噴石が硫黄山から約2km飛散 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね4kmとなる。
			2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動やその他の火山活動の高まりにより、火口から概ね1km以内に影響を及ぼす（主に降灰、噴石の飛散）噴火の発生が予想される。 過去事例 2015～2016年の山体膨張と火口周辺の地熱域の拡大 2018年1月19日の火山性微動を伴う山体膨張 2018年4月17日の火口直下を震源とする地震の増加 など ●火口から概ね1km以内に影響を及ぼす（主に降灰、噴石の飛散）噴火が発生。 過去事例 1768年の水蒸気噴火：大きな噴石の飛散距離は不明 2018年4月19日及び26日の水蒸気噴火：火口周辺に降灰
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●噴気の噴出規模や地熱域の明瞭な拡大傾向がなく、安定して存在している状態。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。 過去事例 2017年3月19日及び21日の熱水湧出 ●火山活動は静穏。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

- 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、鹿児島県、霧島市及び湧水町にお問い合わせください。
- 最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(4) 霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル判定基準（令和3年3月30日現在）

レベル	当該レベルへの上げの基準	当該レベルからの下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグマだまりへの多量のマグマの蓄積と共に、噴煙柱崩壊型火砕流の切迫を示唆する次のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火口全体から噴出する高温の噴煙柱が火口縁上5,000mを超える噴火が発生・継続し、かつ傾斜計では沈降の傾向がみられない場合 ➢ 山体直下を震源とする体に感じる火山性地震が多発(10回以上/1時間)し、急激な地殻変動(10μrad以上/1時間)が発生 ・火口から概ね4kmを超えて火砕流が流下 ・溶岩流が居住地域に切迫 	<p>噴火活動、地震活動、傾斜変動の活動低下が明らかに認められた場合には、火山活動を評価しレベル3への引下げを判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグマだまりへの多量のマグマの蓄積と共に、噴煙柱崩壊型火砕流が発生するおそれのある次のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火口全体から噴出する噴火が発生し、高温の噴煙柱が連続的に火口縁上3,000mを超え上昇 ➢ 振幅の大きな火山性微動が継続し、かつ周辺の空振計のいずれかで10Pa以上の空振を連続的に観測(天候不良時) ➢ 山体膨張を伴い、体に感じる地震を含む火山性地震の急激な増加 ・火口から概ね3kmを超えて火砕流が流下 ・火口から4km付近まで溶岩流が流下 	<p>観測データに活動低下が認められた場合には、火山活動を評価しレベル3への引下げを判断する。</p>
3	<p>【火口から概ね4km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね2kmを超えて大きな噴石を飛散させる噴火が繰り返し発生 ・火口から概ね2kmを超えて火砕流が流下 ・火口から3km付近まで溶岩流が流下 <p>【火口から概ね4km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね3kmを超えて大きな噴石が飛散 <p>【火口から概ね3km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島山を挟むGNSSの基線の伸びが認められている時に次のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火山ガス(二酸化硫黄)放出量の急増 ➢ 噴煙の高さが火口縁上3,000mに達するような連続的な噴火に伴い、急速にマグマだまりの収縮を示す変化が生じている場合 ➢ マグマの浅部への上昇を示唆する火口付近を震源とする低周波地震の多発 ➢ 火山灰に新鮮なマグマ性物質が数%以上含まれている場合 ・山体膨張を伴う急速な地殻変動を観測した場合 ・火口から2km付近まで大きな噴石を飛散させる噴火が繰り返し発生 ・火口から概ね1kmを超えて火砕流が流下 ・火口から2km付近まで溶岩流が流下 <p>【火口から概ね3km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね2kmを超えて大きな噴石が飛散 ・周辺の空振計で50Pa以上の空振を観測(天候不良時) 	<p>左記の現象が概ね1ヶ月間みられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、火山活動を評価しレベル2への引下げを判断する。</p>
2	<p>【火口から概ね2km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口付近を震源とする火山性地震の多発(目安:100回以上/24時間) ・上記の基準に達しない程度の火山性地震の増加がみられる中で、次のいずれかが観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火山性微動が発生 ➢ 近傍の傾斜計で山体膨張を示す地殻変動を観測 ➢ 火山ガス(二酸化硫黄を含まない場合もある)放出量の増加 ➢ 新たな地熱域の出現 <p>【火口から概ね2km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生 ・火口近傍(火口から概ね1km以内)に達する火砕流が発生 ・顕著な空振を伴う火山性微動が発生(天候不良時) <p>【火口から概ね1km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の増加が認められない中で、火山ガス(二酸化硫黄を含まない場合もある)放出量の増加、新たな地熱域の出現が観測された場合 	<p>左記の現象が概ね2ヶ月間みられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、火山活動を評価しレベル1への引下げを判断する。</p> <p>なお、24時間の地震回数のみでレベル2へ引き上げた場合は、概ね1ヶ月間みられなくなればレベル1に引き下げる。</p> <p>火口から概ね2km以内に影響を及ぼす噴火が発生した後、火口から概ね1kmを超えて影響する噴火がなく、火山活動の活発化が1か月間程度認められない場合は、警戒が必要な範囲を1kmへ縮小する。</p>
<p>(レベル1の火山活動の状況)</p> <p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震活動に、回数が増加する等の変化がみられる。また、こうした活動の変化とともに、GNSSで霧島山の深い場所での膨張と考えられる基線長の伸びの変化がみられる可能性がある。 <p>【火山活動は静穏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口内において火山ガスの噴出が認められる。火山性地震は1日平均回数以下で推移する。 <p>ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20~30cm以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上で噴火警戒レベルを判断することもある。 ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。 ・レベル5からレベルを下げる場合には、レベル4ではなくレベル3に下げるものとする。 ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。 ・大幡池では、火口湖に水が溜まった状態で火口縁が崩壊するような噴火が発生した場合、火口湖決壊型の火山泥流が発生する可能性がある。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後、随時見直しをしていくこととする。 		

霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	(ネットワーク) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)または噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫している。 過去事例 なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 過去事例 約7,100年前：溶岩流が大幡山から約4km流下
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)または火口周辺警戒報	火口から居住地域の近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2kmを超え概ね4km以内に大きな噴石の飛散、または火口から概ね1kmを超え概ね3km付近まで火砕流、概ね4km付近まで溶岩流が到達するような噴火が予想される。 ●噴火が発生し、火口から概ね2kmを超え概ね4km以内に大きな噴石が飛散、または火口から概ね1kmを超え概ね3km付近まで火砕流、概ね4km付近まで溶岩流が到達。 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなる。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火山ガスの増加等により、小噴火の発生が予想される。 ●小噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や概ね1km以内に火砕流の到達。 過去事例 約6,500~7,000年前の水蒸気噴火(大幡山)：大きな噴石の到達距離は不明 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況に応じ概ね1kmとなる。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる可能性(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。地震の増加が認められたりする等、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

※火口湖決壊型泥流については、現在の噴火警戒レベルには取り扱われていないが、適切な監視体制の構築も含め、関係機関等の対策状況を考慮しながら、噴火警戒レベルの再設定を行うこととする。

- 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。
- 最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

14 その他の資料

14-1 災害救助基準

(令和3年6月18日現在)

※下表において「法」は「災害救助法」を指す

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者(出産の みならず、死産及び 流産を含み現に助産 を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日 から7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から3日以内	1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の捜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼)若 しくはこれらに準ず る程度の損傷を受 け、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害 を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた 世帯 300,000 円以内	災害発生の日 から3ヵ月以 内(災害対策 基本法第23条 の3第1項に規 定する特定災 害対策本部、 同法第24条第 1項に規定す る非常災害対 策本部又は同 法第28条の2 第1項に規定 する緊急災害 対策本部が設 置された災害 にあつては、 6ヵ月以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

14-2 指定文化財一覧

(1) 国指定文化財

名称	種別	指定年月日
狭野のスギ並木	天然記念物	大正 13 年 (1924 年) 12 月 9 日
狭野神社ブッポウソウ繁殖地	天然記念物	昭和 9 年 (1934 年) 5 月 1 日
高原の神舞	重要無形民俗文化財	平成 22 年 (2010 年) 3 月 11 日

(2) 国登録文化財

名称	種別	指定年月日
高原町民体育館分館	登録文化財 (建造物)	平成 29 年 (2017 年) 10 月 27 日

(3) 県指定文化財

名称	種別	指定年月日
高原町古墳	史跡	昭和 19 年 (1944 年) 12 月 15 日
苗代田祭 (ベブがハホ)	無形民俗文化財	平成 11 年 (1999 年) 9 月 27 日

(4) 町指定文化財

名称	種別	指定年月日
日守地下式横穴墓群	史跡	平成 10 年 (1998 年) 4 月 1 日
錫杖院墓地	史跡	平成 13 年 (2001 年) 12 月 13 日
広原池の原庚申碑	有形文化財	平成 10 年 (1998 年) 4 月 1 日
長家文書	有形文化財	平成 13 年 (2001 年) 12 月 13 日
狭野神楽面 (12 点)	有形文化財	平成 23 年 (2011 年) 4 月 1 日
狭野の棒踊り	無形文化財	平成 10 年 (1998 年) 4 月 1 日

14-3 過去の特筆すべき災害記録

西暦	和暦	自然災害の記録
742年	天平14年	大隅国で震動 (霧島山噴火?)
788年	延暦7年	3/4 御鉢噴火 噴火により狭野社焼失
941年	天慶4年	霧島山噴火
1112年	天永3年	2/3 霧島山噴火 噴火により錫杖院・神徳院などの社寺焼失
1167年	仁安2年	霧島山噴火 噴火により狭野の西生寺焼失
1184年	寿永3年	霧島山噴火
1234年	文暦元年	12/28 霧島山噴火 噴火により社寺焼失
1307年	徳治2年	11月 霧島山・大浪池が鳴動
1554年	天文23年	霧島山噴火 (~1555)
1566年	永禄9年	9/9 霧島山噴火
1574年	天正2年	霧島山噴火

西暦	和暦	自然災害の記録
1576年	天正4年	霧島山噴火（～1578）
1585年	天正13年	霧島山噴火
1587年	天正15年	霧島山噴火
1588年	天正16年	霧島山噴火
1592年	文禄元年	霧島山噴火、天の逆錐破損
1597年	慶長2年	霧島山噴火（～1600）
1613年	慶長18年	霧島山噴火（～1614）
1617年	元和3年	霧島山噴火（～1618）
1637年	寛永14年	2/29、野火により狭野社及び宝物が焼失
1659年	万治元年	霧島山噴火
1716年	享保元年	3～8月 霧島山噴火、9/25 新燃岳噴火、12/28～29 新燃岳大噴火
1717年	享保2年	1/3 新燃岳大噴火、1/7～11 新燃岳大噴火 噴火により高崎・水流・都城・小林・飯野・加久藤等へ避難
1769年	明和6年	古御鉢噴火 後川内等に降灰、7/29 大風、9/28 大地震（小長野溝破損）
1771年	明和8年	7/20 古御鉢噴火
1832年	天保3年	干天・大風
1835年	天保6年	大風により被害多数
1843年	天保14年	7月 大風により作物被害
1847年	弘化4年	6/23～24 大風雨により、小塚山・蒲牟田村に被害
1850年	嘉永3年	8/7、大風により大被害
1854年	安政元年	11/5～7 大地震により夷守岳の一部が崩壊
1857年	安政4年	12/14 花堂永浜家火災
1862年	文久2年	2/7 人吉大火で焼失した文書等が飛来
1887年	明治20年	5月 御鉢噴火
1888年	明治21年	5/9 御鉢噴火
1889年	明治22年	12/10・18 御鉢大噴火
1890年	明治24年	6/19 御鉢噴火、11/10 御鉢噴火
1893年	明治27年	2/25 御鉢噴火
1894年	明治28年	7/16 御鉢噴火、10/16、御鉢噴火 死者4名、12/18 御鉢噴火
1895年	明治29年	3/15 御鉢噴火、登山者死傷 6/22・25～26 御鉢噴火、12/21 御鉢噴火
1896年	明治30年	5/3 御鉢噴火、6/25 御鉢噴火、9/4 御鉢噴火
1897年	明治31年	2/8 御鉢噴火、3/11 御鉢噴火、12/26～30 御鉢噴火
1898年	明治32年	7/28 御鉢噴火、9/12 御鉢噴火、10/13 御鉢噴火、 11/7 御鉢噴火
1899年	明治33年	2/16 御鉢噴火 死傷者5名
1902年	明治36年	8/29 御鉢噴火、11/25 御鉢噴火
1903年	明治37年	2/2 広原小学校全焼
1913年	大正2年	5/19～9/1 御鉢周辺で群発地震、11/8 御鉢噴火、 12/9 御鉢噴火
1914年	大正3年	1/8 御鉢噴火
1915年	大正4年	7月～8月 霧島山周辺で群発地震
1919年	大正8年	5/15 狭野大火災、14戸延焼

西暦	和暦	自然災害の記録
1924年	大正13年	10/7 暴風雨により田畑家屋損害
1934年	昭和9年	新燃岳火口湖の水が濁り、ガス噴出、凶作
1952年	昭和27年	昭和9年以来の凶作
1958年	昭和33年	11/19 大浪池で噴気確認
1959年	昭和34年	2/17 新燃岳噴火
1962年	昭和37年	増水で三福神橋流失
1968年	昭和43年	2/21 えびの大地震、増水で湯之崎橋流失
1971年	昭和46年	8/5 手洗温泉附近で小規模水蒸気爆発・地すべり
1972年	昭和48年	集中豪雨により蒲牟田川氾濫
1981年	昭和56年	12月 新燃岳第6噴気孔の温度上昇（～1982.5）
1991年	平成3年	11/13 新燃岳臨時火山情報発令 山の直下で地震が急増し、26日までに小さな揺れが多発した。1991年12月から翌年2月にかけて火山灰の噴出を伴う小規模な噴火が発生。このため、1991年11月26日から2004年（平成16年）1月30日まで登山禁止の措置がとられた。
1993年	平成5年	台風による大災害、蒲牟田橋流失
2008年	平成20年	8月22日に再び噴火
2009年	平成21年	4月下旬頃より新燃池の色がエメラルドグリーンから茶色に変色し7月初旬頃に再び元のエメラルドグリーンに戻る現象が見られた。
2010年	平成22年	3月30日に小規模な噴火が確認され、その後、断続的な火山性地震及び火山性微動と、5月から7月にかけて火口外へ影響を及ぼさない小規模な噴火活動が観測された。
2011年	平成23年	<p>1月19日以降の噴火により噴出した火山灰は新燃岳の東側にあたる都城盆地、宮崎平野南部、鰐塚山地などに広がり、遠隔地の日南市にまで降灰が及んだ。特に1月26日夜から1月29日にかけては継続的に降灰があり、交通機関においては鉄道の運転見合わせ、高速道路の通行止、空港の一時閉鎖などがあった。また、小中学校の休校や、観光施設の一時閉鎖などの影響もあった。町では住民の避難も行われた。農業においては農作物の生育不良や汚損などの被害があり、韓国岳や大幡池から中岳までは入山規制、高千穂峰も周辺道路の交通規制により登山できなくなっている。</p> <p>1月30日火口内の溶岩ドームが直径500mにまで成長し、中心部の高さは火口縁付近に達していることが確認された。町は30日深夜、「火山が非常に危険な状態にある」として火口の東側にある町内の512世帯約1,150人に避難勧告を出した。火口から2km以内の入山規制が3km以内に拡大された。この噴火によって火口内に出現した直径500mの溶岩ドームにより、観光地として有名だった新燃池は消滅した。</p> <p>2月1日7時54分4回目の爆発的噴火が起こり、火口の南西3.2km地点で458.4Paの空振を記録した。空振により100枚以上のガラスが割れ、また、九州地方各地をはじめ四国地方の愛媛県や高知県でも家屋の振動が報告され、関東の千葉県でも圧力変化として観測された。火口から南西約3.2kmの地点に70×50cmの大きさの火山弾と、直径6m×深さ2.5mの広さの穴が見つかった。そのため、入山規制が4km以内に拡大された。火山灰や噴石の噴出量は26日の噴火から2日間だけで約7,000万tと推計される。4回目の爆発的噴火の後に溶岩ドームの直径がさらに拡大し600mとなった事が判明した。溶岩ドームが火口に蓋をする形となったため、内部の圧力が高まり、溶岩ドームの頂上を吹き飛ばず形で爆発的噴火の間隔が狭まったが、2月になると爆発の頻度は減少に転じ、マグマの噴出も鈍化した。2月2日までの噴出量は270～370万m³と推定されている。</p>

西暦	和暦	自然災害の記録
		<p>2月14日午前5時7分山体の収縮の速度は31日から鈍化していたが、通算11回目の爆発的噴火が起き、火口から10km離れた小林市細野で1cm～3cmの噴石が約80件降った。火口から北東に16kmの所でも駐車中の車のサンルーフが割れた。3.2kmの空振計は332.1Paを記録した。9kmの宮崎道霧島SAで駐車中の車の窓ガラスが割れた。</p> <p>4月以降平穏な状態が続いていたが、6月下旬より噴煙を火口より200m～1000m程度まで吹き上げる小規模な活動が続く。</p> <p>平成23年10月11日の火山噴火予知連絡会の発表では「間欠的に噴火が継続していることと、北西地下のマグマだまりにマグマの供給が続いていること」などが報告された。</p>
2012年	平成24年	1月以降マグマの供給を示す地殻変動は止まっているが、火山性地震は継続している。(噴火警戒レベル3、入山規制が継続)
2013年	平成25年	10月に噴火経過レベルを2(火口周辺規制)に引き下げ
2014年	平成26年	7月の台風第8号
2014年	平成26年	7月～8月の台風第12号
2014年	平成26年	8月の台風第11号
2014年	平成26年	10月の台風第19号
2015年	平成27年	6月の梅雨前線による大雨
2015年	平成27年	7月の大雨
2015年	平成27年	6月～7月にかけての長雨
2015年	平成27年	8月の台風第15号
2015年	平成27年	12月の急速に発達した低気圧の通過による大雨
2016年	平成28年	1月の冬型の気圧配置による大雪、低温
2016年	平成28年	6月の梅雨前線による大雨
2016年	平成28年	9月の台風第16号
2017年	平成29年	3月の日向灘を震源とする地震
2017年	平成29年	5月の低気圧や前線による大雨
2017年	平成29年	8月の台風5号による大雨
2017年	平成29年	9月の台風18号による大雨
2017年	平成29年	10月～12月にかけての新燃岳の噴火
2017年	平成29年	霧島山(新燃岳、御鉢、えびの高原(硫黄山)周辺)の活動
2018年	平成30年	2月～3月にかけて急速に発達した低気圧による強風
2018年	平成30年	3月～6月にかけての新燃岳の噴火
2018年	平成30年	4月の寒気の影響による低温
2018年	平成30年	6月～7月にかけての台風第7号による大雨
2018年	平成30年	7月の落雷(不安定な大気による雨)
2018年	平成30年	8月の台風第19号による大雨
2018年	平成30年	9月の台風第24号による大雨
2018年	平成30年	霧島山(新燃岳、御鉢、えびの高原(硫黄山)周辺)の活動
2019年	令和元年	5月の日向灘を震源とする地震(高原町震度4)
2019年	令和元年	6月～7月にかけての梅雨前線による大雨
2020年	令和2年	7月の梅雨前線による大雨
2020年	令和2年	9月の台風第10号

14-4 近年の災害記録（過去3年）

（1）地震

年月日	震源地	マグネチュード・震度等	県内の被害状況
R1. 5. 10～11	日向灘	M6.3・震度5弱	土木施設、教育施設などへの被害

（2）台風被害（風水害）

年月日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
H30. 6. 29～7. 4	台風7号	15.6m/s	305.0mm	負傷1名、床上浸水1棟、床下浸水3棟 土木施設、林業用施設、生産物等への被害
H30. 7. 29～8. 2	台風12号	13.7m/s	141.5mm	土木施設などへの被害
H30. 8. 14～15	台風15号	12.9m/s	131.5mm	林業用施設などへの被害
H30. 8. 21～22	台風19号	14.8m/s	193.5mm	林業用施設、農業用施設、土木施設などへの被害
H30. 8. 22～23	台風20号	14.4m/s	219.0mm	土木施設などへの被害
H30. 9. 3～4	台風21号	12.9m/s	42.5mm	林業用施設などへの被害
H30. 9. 29～30	台風24号	29.7m/s	315.5mm	死者1名、負傷12名、全壊3棟、半壊17棟など 土木施設、農産物などへの被害
H30. 10. 4～6	台風25号	17.0m/s	301.0mm	死者1名、一部破損6棟、床上浸水128棟など 土木施設などへの被害
R1. 7. 19～21	台風5号	10.9m/s	156.5mm	一部破損1棟 土木施設、農業用施設、鉄道施設などへの被害
R1. 8. 5～6	台風8号	23.1m/s	273.0mm	負傷者3名、一部破損2棟、床上浸水1棟など 土木施設、農業用施設、農産物などへの被害
R1. 8. 14～15	台風10号	19.5m/s	193.5mm	負傷1名 農業用施設、土木施設、林業用施設などへの被害
R1. 9. 22～23	台風17号	16.6m/s	249.5mm	負傷20名、半壊7名、床上浸水2棟など 土木施設、商工施設、農業用施設などへの被害
R2. 9. 2～3	台風9号	17.5m/s	167.5mm	負傷2名 通信施設などへの被害
R2. 9. 4～25	台風10号	24.4m/s	490.0mm	死者1名、行方不明3名、負傷7名、全壊2棟など 土木施設、林業用施設、生産物等への被害
R2. 10. 9	台風14号	17.1m/s	12.5mm	通信施設、水産施設などへの被害

(3) 大雨・集中豪雨

年月日	原因	最大日雨量 mm	県内の被害概況
H30.3.7～8	低気圧、前線	95.0mm	土木施設への被害
H30.5.6～9	低気圧、前線	161.5mm	土木施設、林業用施設などへの被害
H30.6.19～21	梅雨前線	269.5mm	土木施設、林業用施設、農業用施設などへの被害
H30.7.5～9	梅雨前線	282.5mm	死者1名 農業用施設、林業用施設、土木施設などへの被害
H30.9.12～13	停滞前線	280.5mm	床下浸水9棟 農業用施設、農産物などへの被害
H30.9.20～21	停滞前線	131.5mm	土木施設への被害
H31.3.9～10	低気圧	173.0mm	土木施設などへの被害
R1.5.18	気圧の谷	170.5mm	土木施設への被害
R1.5.19～20	前線	199.0mm	一部破損1棟、床上浸水3棟、床下浸水30棟 土木施設、農業用施設、鉄道施設、農産物などへの被害
R1.6.14～15	梅雨前線	83.5mm	土木施設などへの被害
R1.6.30～7.4	梅雨前線	319.0mm	一部破損2棟、床上浸水9棟、床下浸水65棟 土木施設、農業用施設、電力施設、農産物などへの被害
R1.7.14	梅雨前線、低気圧	165.5mm	土木施設、林業用施設などへの被害
R1.7.18	湿った空気	133.0mm	電力施設、通信施設への被害
R1.9.6	湿った空気	106.0mm	土木施設などへの被害
R1.9.21	停滞前線	207.5mm	床上浸水10棟、床下浸水25棟 電力施設への被害
R1.9.28	気圧の谷	194.5mm	床上浸水5棟、床下浸水42棟 土木施設、林業用施設などへの被害
R1.10.1～3	気圧の谷	111.0mm	土木施設、通信施設への被害
R1.10.18	低気圧、前線	204.0mm	土木施設、通信施設への被害
R2.1.27	前線、低気圧	211.0mm	林業用施設、鉄道施設への被害
R2.5.16	梅雨前線	228.5mm	土木施設、農業用施設、教育施設などへの被害
R2.6.27～28	梅雨前線	331.5mm	土木施設、林業用施設、農業用施設などへの被害
R2.6.30	低気圧、前線	225.0mm	半壊1棟 土木施設、通信施設への被害
R2.7.3～4	梅雨前線		全壊2棟、半壊3棟、床上浸水2棟、床下浸水2棟 土木施設、林業用施設、農業用施設、農産物などへの被害

年月日	原因	最大日雨量 mm	県内の被害概況
R2. 7. 5～8	梅雨前線	297. 0mm	全壊1棟、床下浸水11棟 土木施設、林業用施設などへの被害
R2. 7. 11～12	梅雨前線	194. 5mm	全壊1棟 林業用施設、商工施設などへの被害
R2. 7. 24～25	梅雨前線	228. 0mm	林業用施設、土木施設、農業用施設などへの被害
R2. 9. 11	前線	91. 0mm	通信施設への被害
R2. 9. 24	低気圧、前線	130. 0mm	土木施設などへの被害
R2. 10. 22	低気圧、前線	165. 0mm	林業用施設などへの被害

(5) その他（噴火・強風等）

年月日	種別・内容	県内の被害概況
H30. 1. 10～14	寒気の影響による積雪・低温	農産物・営農施設への被害
H30. 2. 28～3. 1	低気圧による強風	営農施設・電力施設などへの被害
H30. 3. 1～6. 27	新燃岳の噴火に伴う降灰	林産物への被害
H30. 4. 8	寒気の影響による低温	農産物への被害
H30. 6. 8	落雷	県有施設への被害
H30. 7. 24	落雷	各種施設への被害
H30. 4. 19～H31. 4. 18	硫黄山の噴火	土木施設への被害
H31. 3. 19	落雷	土木施設への被害
R1. 7. 29	落雷	衛生施設への被害
R1. 9. 12	落雷	電力施設への被害
R1. 11. 24	落雷	土木施設、電力施設などへの被害
R2. 1. 8	強風	営農施設・農産物などへの被害
R2. 1. 29	地すべり	土木施設への被害
R2. 4. 25	気温低下	農産物への被害
R2. 7. 4	落雷	土木施設などへの被害

15 各種様式

15-1 火災・災害等即報要領

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人(人)			
		重症	人(人)		
		中等症	人(人)		
		軽症	人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
自衛隊	人				
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害	
災害名	災害名	田	流失・埋没	ha				公立文教施設	千円														
報告番号	報告番号	畑	冠水	ha				農林水産業施設	千円														
報告者名	報告者名	学	冠水	ha				公共土木施設	千円														
区	区	病	校	箇所				その他の公共施設	千円														
死者	死者	道	院	箇所				小計	千円														
うち災害関連死者	うち災害関連死者	橋	路	箇所				公共施設被害市町村数	団体														
行方不明者	行方不明者	河	り	箇所				農産被害	千円														
負傷者	負傷者	港	川	箇所				林産被害	千円														
軽傷者	軽傷者	砂	湾	箇所				畜産被害	千円														
棟	棟	清	防	箇所				水産被害	千円														
壊	壊	崖	敷	箇所				商工被害	千円														
棟	棟	鉄道	不	箇所				その他	千円														
棟	棟	被害	船	箇所				被災総額	千円														
棟	棟	水	道	箇所				被災の概況	千円														
棟	棟	電	話	箇所				消防機関等の活動状況															
棟	棟	電	気	戸				自衛隊の災害派遣															
棟	棟	ガ	ス	戸				その他															
棟	棟	ブ	ロ	箇所				119番通報件数															
棟	棟	ロ	ック	箇所																			
棟	棟	ク	ク	箇所																			
棟	棟	等	等	箇所																			
棟	棟	他	他	箇所																			
棟	棟	り	り	世帯																			
棟	棟	災	災	世帯																			
棟	棟	世	世	世帯																			
棟	棟	帯	帯	世帯																			
棟	棟	数	数	人																			
棟	棟	人	人	人																			
棟	棟	火	火	件																			
棟	棟	災	災	物																			
棟	棟	発	発	物																			
棟	棟	生	生	他																			
棟	棟	の	の	の																			

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

15-2 緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書

(1) 事前届出書

<p>別記様式第6</p> <p>災害防応急対策用 地震防災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p>届出者住所 (電話) 氏名</p>	<p>災害防応急対策用 地震防災害 国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 印</p>	<p>番号</p> <p>第 号</p>
<p>番号標に表示 されている番号</p>	<p>年 月 日</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</p>	<p>（ ） 局 番</p>	<p>使用者</p> <p>氏 名</p> <p>住 所</p>
<p>出 発 地</p>	<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>	
<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>		

(2) 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4 (災害対策基本法施行規則第6条関係)

<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: center;">知 事</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 5px;">印</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div>					
番号票に表示されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所				
	氏名				
通行日時					
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

15-3 町内の公共的団体等への協力依頼文書

年 月 日

殿

高原町長

印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願について

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人 員
- 5 従事時間
- 6 集合場所
- 7 その他参考となる事項

15-4 他市町村、県等への応援要請文書

(1) 「宮崎縣市町村防災相互応援協定」に基づくもの

年 月 日

殿

高原町長

印

宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害及び被害が予想される状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援を希望する期間
- 4 その他必要な事項

(2)「宮崎県消防相互応援協定」に基づくもの

年 月 日

殿

高原町長

印

宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害等の状況
- 2 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- 3 その他必要な事項

(3) 「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書」に基づくもの

年 月 日

殿

(水道事業者)

高原町長

印

宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援の期間
- 4 その他必要な事項

(4) 災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求

年 月 日

宮崎県知事

殿

高原町長

印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

15-5 自衛隊災害派遣要請書

	文書番号
	年 月 日
宮崎県知事殿	
	高原町長 
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(注) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、町長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

15-6 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
高原町長	㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。	
記	
1 撤収開始日時	
2 撤収の理由等	

15-7 情報伝達手段

種別	町民への伝達	情報受伝達機関												
		防災関係機関				宮崎県		関係市町村			報道機関	消防団	高原町職員	
		(高原分遣所) 消防	警察	自衛隊	九地整 砂防出張所	危機管理局	西諸県農林振興局 土木事務所	(小林・えびの) 西諸圏域	環霧島会議	その他市町村				
ホームページ	○													
FACEBOOK	○													
L I N E	○													
エリアメール	○													
宮崎県防災・防犯メール	○													
高原町メールサービス	○											○	○	
高原町職員メール												○	○	
デジタル防災行政無線（同報系） 屋外拡声器	○	○	○	○	○									
デジタル防災行政無線（同報系） 個別受信機（一部）	○	○												（一部）○
J-ALERT （自動起動）	○	○	○	○	○									
災害情報支援システム						○	○	○（共有可）	○（共有可） （一部）	○（共有可） （県内）	○			

種別	町民への伝達	情報受伝達機関											
		防災関係機関				宮崎県		関係市町村			報道機関	消防団	高原町職員
		(高原分遣所) 消防	警察	自衛隊	砂防出張所 九地整	危機管理局	西諸圏域 農林振興局 土木事務所	(小林・えびの)	環霧島会議	その他市町村			
災害情報共有システム	○					○	○	○ (共有可)	○ (一部) (共有可)	○ (共有可) (県内)	○		
L-ALERT	○										○		
デジタルMCA無線 (町災対本部・消防団移動系)		○										○	○ (本部設置時)
デジタルMCA無線 (環霧島会議)								○	○				
宮崎県防災相互波 (移動系無線)						○							
消防団広報	○											○	
高原町公用車広報	○												○
衛星電話		○						○					
防災専用NTT回線		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
宮崎県防災行政無線						○							○

高原町地域防災計画

－ 資料編 －

(令和4年6月)

編集・発行 高原町防災会議

事務局 宮崎県高原町総務課

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

TEL 0984-42-2112

FAX 0984-42-4623

MAIL soumu@town.takaharu.lg.jp